
令和元年 第2回 芦屋町議会定例会会議録 (第2日)

令和元年6月13日 (木曜日)

議事日程(2)

令和元年6月13日 午前10時00分開会

日程第1 一般質問

【出席議員】 (12名)

1番 内海 猛年	2番 中西 智昭	3番 長島 毅	4番 萩原 洋子
5番 信国 浩	6番 本田 浩	7番 松岡 泉	8番 妹川 征男
9番 辻本 一夫	10番 小田 武人	11番 川上 誠一	12番 横尾 武志

【欠席議員】 (なし)

【欠員】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 中野 功明	書記 横田 和雄	書記 中山 理恵
----------	----------	----------

説明のために出席した者の職氏名

町長 波多野茂丸	副町長 中西新吾	教育長 三柁賢二
モーターボート競走事業管理者 大長光信行	会計管理者 村尾正一	総務課長 松尾徳昭
企画政策課長 池上亮吉	芦屋港活性化推進室長 水摩秀徳	財政課長 佐竹 功
都市整備課長 山下洋二	税務課長 福田雅代	環境住宅課長 井上康治
住民課長 藤永詩乃美	福祉課長 吉永博幸	健康・こども課長 濱村昭敏
産業観光課長 溝上竜平	学校教育課長 新開晴浩	生涯学習課長 本石美香
競艇事業局次長 藤崎隆好	企画課長 浮田光二	事業課長 木本拓也

【傍聴者数】 36名

午前 10 時 00 分開会

○議長 横尾 武志君

おはようございます。

ただいま出席議員は 12 名で会議は成立いたします。よって、直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1. 一般質問

○議長 横尾 武志君

本日は、一般質問を行います。

あらかじめ提出されております通告書の順により質問を許します。

まず 7 番、松岡議員の一般質問を許します。松岡議員。

○議員 7 番 松岡 泉君

皆さん、おはようございます。7 番、公明党の松岡泉です。通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

1 件目は交通安全対策の推進でございます。5 月 8 日、ことしですけれども、滋賀県大津市で園児の列に車が突っ込んで、痛ましい事故が発生しました。テレビでも報道されて、皆さんも御存じのことかと思えます。残念ながら数名の園児が亡くなり、また 13 名の子がけがをしたということで、大惨事となりました。町内の交通環境を考えてみますと、同じようなですね、事故が発生してもおかしくない状況があるということで、危惧しているところでございます。安全で快適な生活を実現するため、町としては交通安全の確保に関する基本理念を明確にすべきと考え、本件に関して条例の制定を求めまして、一般質問をさせていただきます。

初め、要旨の 1 でございますけれども、交通安全対策の推進についての町の責務はどうなっているのかと、法的にどういうように規定されているのかということで、まず質問させていただきます。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

町の責務につきましては、交通安全対策基本法第 4 条において、「地方公共団体は、住民の生命、身体及び財産を保護するため、その区域における交通の安全に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、当該区域の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。」とされています。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今、御答弁がありましたように、交通安全対策基本法の第4条に町の責務として——地方自治体の責務として、今、規定されているというように答弁がございました。1つは、国の施策に準じて町の施策を講ずる。2つ目は、当該区域の実情に応じた施策を策定する。3つ目にこれを実施する責務があるというふうに出ています。

それで要旨の2に移りますけれども、それではですね、これに基づいた——法に基づいて、町の取り組み状況、まあ対策ですね。安全を確保するための対策と課題はどういったものがあるのかお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

交通安全の取り組みについては、交通安全推進と安全対策となりますが、芦屋町での交通安全推進については、芦屋町交通安全推進協議会設置条例に基づき協議会を設置しており、その協議会において、交通安全運動などの活動内容の検討を行っております。また、安全対策については、自治区長など住民の皆様からの交通安全に関する要望・相談に対し、警察や道路管理者への対応依頼を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今、答弁がありましたように、町の交通安全対策の推進については、推進協議会で検討を重ね、対策を講じているという御回答でありました。そういうことでありますので、町の安全対策はこの交通安全推進協議会が主体的に行っているということだと思いますけども。

それではですね、これ、条例が定められておまして、所掌等が規定されておりますけれども、この条例制定の趣旨と所掌事務についてお伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

交通安全推進協議会設置条例については、交通安全の推進に関して、関係行政機関及び団体と連絡協調し、適切な措置を図ることを目的として制定されております。所掌事務については、交通安全思想の高揚や交通安全の教育・運動の推進、交通安全運動の推進、関係機関及び団体に対

する交通安全対策の推進などとなっています。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

所掌事務等御説明いただきましたけども、この協議会でありますけども、開催頻度、それからですね、実際に行われております協議の内容はどのようになっていますでしょうか。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

年に2回開催しております。会議内容については、警察からの事故の現状報告と交通安全運動の内容の協議を行っています。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

えっとですね、この協議会でありますけども、年に2回というようなことでありますが、まあ議事録を見ますとですね、警察からの交通安全運動の推進計画の説明、それから周辺ですね、事故発生状況等の説明が行われております。一部、問題が発生した場合の対応についても話し合われているなという形跡もございますけども、まあ議事録を見る限りはですね、一方的に説明が行われて、それに追従して町の対策、運動について協議が図られているような感じを受けます。そういった中でありますけれどもですね、それではですね、町として、区長等は交通安全に関して懸案となる事項と相談事項を挙げているかと思うんですけれども、そういったですね、区長等からの交通安全に関する課題についての相談等の検討は、この協議会で行われているのかをお伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

実際に議題として協議したことはありませんが、委員から以前要望を上げていただいたのはどうなったのかという質問はございました。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

本来であればですね、対策を、安全の確保をするという観点からしたらですね、そういった交通安全に関する対策協議もですね、どこかでやらなくてはいけない事態が発生するかというふうを考えるわけですが。協議会では、まあ一部はされているという状況にあるということでありましてけれども、全てを網羅はしていないということじゃないかと思います。この交通安全対策基本法の第16条にはですね、都道府県は交通安全対策会議を設置する義務が規定されております。そしてまた25条にはですね、交通安全計画を作成し、陸上交通の安全に関する施策を推進しなければならないと規定づけております。県としてはですね、そういうことで、この交通安全については本法に基づいて義務が設定されて、明確にですね、義務づけがされているということになるかと思います。今、町のこの交通安全の確保については、この推進協議会が担って中心になっているということでありまして、じゃあ町としてはですね、この基本法第4条に規定、先ほど答弁がありました内容ですね。安全計画の策定、それを実施するということまでうたわれておりますが、この交通安全推進協議会の事務によってですね、この芦屋町の対策が全て用をなしているのか、そのあたりについてお伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

基本法第4条に規定する地方公共団体の責務については、交通安全推進協議会の所掌事務と地域振興交通系の事務にて責務を果たしているものと思っています。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

えっとですね、所管部署のほうではですね、当然それは、町としては責任を果たしているよということかと思うんですけども。えっとですね、町の責務を果たしているということなんですけれどもですね、基本法の第18条第1項にはですね、市町村交通安全対策会議を設置することができるという規定がございます。確認したところですね、我が町にもですね、実は推進協議会の設置条例は今、明確に中心に実際に行われているということなんですけども。町はですね、昭和46年、まあこの基本法は45年の制定なんですけど、46年にですね、10月この法に基づいて芦屋町交通安全対策会議条例を制定しております。それではですね、この条例の制定の目的は何であったのかお伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

この会議については、基本法において、「交通安全計画を作成し及びその実施を推進させるため制定する。」と規定されています。しかし、この会議につきましては、ここ何年も開催されておらず、計画もされていないのが現状です。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

条例を制定されているんですけども、計画は策定されていないというようなことでありました。このですね、46年の条例ですけども、第2条に所掌事務が書いてあります。1つはですね、芦屋町の交通安全計画を作成し及びその実施を推進すること。2つ目は前項にかかわるもののほか、芦屋町の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議し及びその施策の実施を推進することとあります。町としてはですね、当時46年、45年基本法が定められて46年にはですね、この基本法の趣旨にのっとり町責務を果たすためにですね、本条例を制定したんじゃないかと私は考えます。そういうことでですね、基本的には交通安全推進協議会で全てをなしているというふうに先ほど答弁がございましたけども、そういうことで考えるならばですね、この推進協議会というものは、町の策定した実施計画、交通安全実施計画ですけども、この状況について当然ですね、審議が図られるべきではないかと考えるわけですけども、その点いかがですか。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

本来、交通安全に関する計画などは交通安全対策会議で行われるべきですが、現在、会議自体が存在していないため、計画が必要との判断となれば、交通安全協議会で審議されることが最も適切と考えられます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今、答弁がございましたように、そういった計画に基づいてですね、審議を図られるべきであ

るということでありませけれども、実際、今の推進協議会では、そういった計画はございませんので、審議がされていないというのが実態ではないかと考えるわけです。そういうことでですね、交通安全計画はないということは、条例が遵守できていなかったということになりますけれども、その要因はいかなるものですか。要因はどういったところにあるのでしょうか。お伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

この会議自体が何年も開催されていないため、何が原因で会議が開催されていないのかわからない状況です。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

全くわからないというような状況で、町の交通安全の確保が補填できるかとなると、非常に疑問を生ずるわけですが、県としてはですね、そういうことで、この安全計画が策定された場合には、県への報告を義務づけております。それでは今までこの安全計画はなかったということですが、県とのそのあたりの計画に基づいての調整等はどのように行われていたのかお伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

交通安全対策基本法では、計画を策定した場合には県に報告しなければならないとなっているため、芦屋町の計画が提出されたことがあるか問い合わせてみましたが、わからないとの返答がありました。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

まあ、そういったうちの体制が——交通安全にかかわる体制がですね、こういった状況にあるわけですが、そういった状況にあってもですね、先ほどの答弁にもありましたように、推進協議会の中で問題点もある程度審議をされ、運動、啓発も実施されているという状況ではな

いかと考えるので、責任はそのあたりでやっておられると考えるわけですが。しかしながらですね、町ではですね、私がお伺いしたところでは、結構大きな問題も発生しております。1つはですね、平成の28年ですが、夏です。私も栗屋区なので、夏の子供のラジオ体操、ここにもちょっと出席させていただいたことがあります。これ、私がちょっと出ていない時の話であるんですけど、ラジオ体操が終わって帰るときにですね、栗屋区のほうは点滅信号になっていて、押しボタンで横断歩道を渡るとき、青になったら渡るよという話ですけど。その青になって渡るときに、子供たちが渡るときに車が突っ込んで事故になったと。そういったことがございました。今、栗屋区の方では、区長以下ですね、いろいろな町との調整も図っておりますけれども動いている状況で、今後どうしようかというお話もございます。実際、今でも見守り隊で立っている方からのお話を聞きますと、青色になっても横断歩道を渡ろうかなと思ったら、車がどんどん走っていくというものは何回も起こっているように聞いております。

それから2つ目ですけども。これは障害者の、いや、高齢者の方の御意見なんです。町には音声付きの信号があることを御存じでしょうか。何か所あるか皆さん御存じでしょうか。まあ、そういったことで障害者の方もその音声、高齢者の方も頭を上げないで渡るような形で、ピーポー、ピーポーとなる横断方向によってちょっと音声が変わるといようなことなんです。そういったですね、運用に関して今のところいろいろ御要望がありまして、24時間運用はできないかというような問い合わせもありまして、要望があるんですけど。この要望等の内容は具体的にどのように町としては伺っているのか、お伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

今、言われた内容ですが、まず1点目の栗屋公民館前の横断歩道を青で歩行していた小学生の列に軽自動車突っ込む案件ですが、その後、児童の保護者や栗屋区長から、栗屋公民館前の国道495号線の点滅信号機を半感应式信号に変更してほしいとの要望を受け、折尾警察署と協議を行いました。「十分な道幅で道路が交差していること」、「なおかつ、それぞれの交差した道路の交通量が多いこと」などの理由から設置できないとのことでした。しかし、以前から栗屋公民館前の横断歩道は歩行者と車による衝突事故が発生しているため、道路管理者である県土整備事務所へカラー舗装などの注意喚起を促す表示を要望し、車道に「この先信号機あり」の表示と赤色のカラー舗装をし、視環境の改善が行われました。

2点目の音声付き信号機の運用については、信号機の設置や管理については、芦屋町を管轄する折尾警察署が窓口となります。芦屋町にある音声付き信号機は2基あります。場所は正門町交差点と高浜S L公園前の横断歩道です。音声が出る時間帯は、正門町交差点が7時から20時

まで、高浜S L公園前の横断歩道が7時から19時までとなっています。正門町交差点については、視覚障害者の方から24時間音が流れるよう要望があり、福祉課より折尾警察署に連絡し、従前7時から19時となっていたものが、1時間最近延長されています。音の流す時間は利用状況と地域環境によって決められているようです。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

えっとですね、今、課題というよりは、今、それぞれ地域または障害者の方、高齢者の方、そういったちょっと困っておられる状況を挙げさせていただいたんですけど、今、例としてはこれだけを申し上げましたけど、それ以外にもですね、たくさんの交通安全にかかわる課題については、多々あるのではないかとというふうに思います。そういったことで町の対応なんですけど、今あの、先ほど法的なものについて述べさせていただきましたけれども、こういった自治区、住民の皆さんのお声をですね、具現化また改善を図る。そうしたときに町の対応はいかがなものかと。やはりこの交通安全の責務というのを先ほど確認しましたけれども、町長としてですね、町の執行部側として、やはり交通安全の責務をしっかりと負っているわけでありますので、町としてはですね、基本的な姿勢としてはですね、しっかりとですね、主体性を持って取り組むべきであると思うんですが。今、町の状況はそうなっているのかと。先ほどの条例の法的根拠にもそういったものは全くございません。基本法の中については、そういった確保するために、そういった関係機関に要請をすることができる。第27条だったと思うんですけども、そういった文言がありますけど、ちょっとですね、町としてのスタンスとしては、どうなのかなと。もう少し責務を達成する、遂行するためにですね、もうちょっとしっかりとした慣例のもとにですね、条例等を制定すべきではないかなと考えるわけですね。

それで要旨の3に移りますけども、私がお願いしたいのは、そういうことでまあ法的根拠となる条例の制定を考えてはどうですかということで、今回一般質問をさせてもらっているわけですが。まあ私はですね、交通安全を確保するために、交通安全推進のための体制づくり、それから活動のための基本方針となる、そういったものをですね、法的根拠として条例を設けたほうがいいと、定めるべきと考えております。全国的に見たらどうかということになるわけですけども、これは全国的な町の、その基本条例の制定状況は把握されていますでしょうか。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

基本条例、載っているのがですね、交通安全対策の推進に関する条例が基本の中身がよく入れられているようでした。全国で17市町村、福岡県では3市町が制定しています。内容につきましては、基本理念や責務、また、交通事故の防止に関する施策の基本を定めたものとなっています。特に共通点としては、条文に「関係機関等に対し、必要な措置を講ずるよう要請することができる。」と明文化しているものが多くありました。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

答弁で、課長のほうから答弁がございました。1つ、ちょっと訂正をお願いしたいんですけど。えっとですね、先ほどもお話ししましたように、基本法の27条については、道路交通の環境改善のために町としては——その地方団体、自治体の長は、関係機関に要望することができるとなっているのですけど。えっとですね、私はですね、先ほども申しましたように、町はできるじゃないで「やります」と。それはなぜ言えないかなと思うんですよね。やはり交通安全を確保する、町の住民の命を守る、財産を守る。そういった観点からすれば、私はやはりですね、町としてはそういった関係機関には、堂々とアピールするんだと、言うんだという姿勢をやっぱり示していく必要があるとそういうふう思うんですね。ぜひともそういうことで、できる、そういった要請が「できる」じゃなくて「やります」ということで対応していただければと思います。ただしですね、今さっき答弁にもございましたように、全国的にはですね、この基本条例を制定しているところが少ない。17ですか、全国で17市町村ですから。福岡県に至っては3市町ということで、非常に少ないわけですけれども、この理由はどのように捉えておられますか。お伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

考えられる理由としましては、交通安全対策基本法に地方公共団体や住民の責務、また、交通の安全に関する基本的施策などがうたわれているため、改めてこの条例を制定する必要はないため、一部の市町村しか制定していないものと思われまます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

えっとですね、麗澤大学の牧瀬稔さんという方がおられますけれども、その方の論文のちょっと引用になりますけど。その方が言われているこの理由なんです。まあ自治体のほうはですね、法定計画を策定しているから、交通安全基本条例は必要ない。要するに基本法に基づいてですね、安全計画が策定されているのでいらないと。またですね、この基本法があるので、自治体で改めてですね、そういった条例は要らないんじゃないかという御意見。それからもう一つはこれ根本的なものじゃないかと思うんですが。警察行政の範疇に入りたくはないと。警察がこれ当然行政として行っているんで総合不干涉のようなものがあるんで、町としてですね、警察が対応すべきものについては、そこには立ち入らないと。そういったものがあるんじゃないかという御指摘で、主な条例を制定しない理由は3点なんですけど。私はやっぱり先ほどから申していますように、これについてはですね、いまだ町としては推進協議会で合同会議に基づく安全計画の策定はされていない。その実施に関しては協議もされていない。そういった状況で実務としてはやっているかもしれませんが、やはりそこには、やはり町のそのスタンスを大きく内外に示す、そういった環境にはないわけですよ。今、いろいろな交通関係に、事故が今、ニュース等で流れているのも皆さん御存じだと思うんですけど、たくさんあります。高齢者は、——後からちょっと萩原議員も何か一般質問されるようですけども、高齢者の事故が起こっているとかですね。だから町によっては、そういった条例を制定して、組み込んで制定しているところがあるわけですよ。まあ私はですね、そういうことで、この交通安全の推進に当たっての行動の準拠を明確にすべきだろうと。それからこれが重要なことだと思うんですけども、この基本法の27条の規定にある公共団体の長の要請等の権限がありますので、それを内外に示す意味でやるということをしかりと訴えると。そしてまたですね、この法令がありますけれども、時代の変遷とともにいろいろな交通環境状況が変わってまいりますので、それぞれに組み込んで、その交通安全対策を町としてどのようにやっていこうかといったことを網羅していただいて、その法的な根拠のもとにですね、推進協議会等が設けられ、会議が開催される。そういった体制づくりが必要じゃないかなと考えるわけです。で、最後にですね、この基本条例の制定をすべきではないかと思いますが、町の見解はいかがですか。最初にお伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野 茂丸君

町の見解ということでございますが、るる、最初からいろいろな形で質疑をいただいているわけでございますが。えっとですね、一言で申し上げますと、例えば道路にも国道、県道、町道あります。いろいろな安全安心対策というのは、町は全ての——全課においてやって、取り組んでおるわけでございます。では、勝手に町がですね、いろいろな要望はたくさん上がります。各

区長さんを通じて、各団体を通じて、個人からと言って。それを一つ一つですね、警察に相談せず、道路管理者に相談せず、そういうことはできるかということ。それはもう明らかである。それぞれの、結局、所管があるわけでありまして。そういうことですね、松岡議員の言われておられることはもうよくわかるわけですが、やはりそれぞれの、やはり所管、所管のルールがありますので、それは縦ではなく横で、結局よく連絡を密にして、対策を講じるということで芦屋町交通安全推進協議会があつてですね、あります。その協議会にはもちろん議会、区長会、教育委員会、学校関係、いろいろあるわけですが、その中にも商工会、北九州交通局、まあ北九州の県土整備事務所も入っています。それから折尾警察署は、もちろん、そして芦屋町の交通安全協会ですね。こういう組織の中でですね、そういう今まさに松岡議員が話されたようなことは、常に警察情報、道路情報というのを把握して取り組んでおるわけですが。もう一つ条例をつくったらどうかということですが、結局じゃあ、なぜさつき課長が申し上げましたように、全国で17、福岡県で3しかない。本当にこれが必要ということが各自治体で認識してあればですね、おそらく80%以上はこの条例をつくると思います。だから、同じようなことをやってるんで、これはもう1つでいいではないかという形で今日まで進んでおるとしております。今後とも芦屋町の交通安全推進協議会、各団体網羅されていますので、そこで十分芦屋町の交通対策につきましては、協議してやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

私はその条例を制定したから、それが皆さんの声ですね、全て反映されるとは考えておりませんが、町のスタンスとして、そういった根本的な条例があると、内外ともにしっかりと町の基本姿勢が見れるんじゃないかと。今、基本条例というか、合同会議のやつは条例は遵守されていませんで、それを含めてですね、今後の安全対策は、また町の方で協議、審議していただきまして、皆様の命を守る、こういった重要な対策を推進していただければと思います。

それで2件目の公共施設の整備と利活用についてお伺いたします。5次計画ではですね、この公共施設等の中の主要なものとして、道路整備等があると思うんですけども、この道路整備についてはランクづけが重要度、満足度ともにいいですよ。意識調査の結果ですけども、そういった計画策定での結果を踏まえての現状維持領域として、ランクづけされているわけですけども。今回、いろいろな町民の皆さんとお話をする中ではですね、やっぱり生活道路を見てですね、「自分の家の前の道路が非常にガタガタです。」とかいって結構、御要望が多いわけですね。そういう面からすると、意識調査とこれは幹線道路の話かもしれませんが、住民の皆さん

は生活道路については、ある程度ちょっと要望が出されていると、そういったことでお伺いしているわけですが。この道路整備について、まあそういったランクづけがされているので整備計画はどうなっているんだろうかということでお伺いしますが。まず29年、30年、そしてことしの道路整備の計画並びに今までのこの道路整備に当たっての予算額がどのように変動しているか、お答え願います。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

お答えいたします。

道路の整備につきましては、平成29年度、栗屋・糠塚線など2路線の整備を行い、事業費の決算額は、3,086万余です。平成30年度につきましては、白浜町9号線など3路線の整備を行い、事業費の決算額は、2,214万余となっております。令和元年度の整備計画につきましては、山鹿16号線など4路線を予定しており、事業費の予算額は、669万円となります。

次に予算額の傾向でございますが、平成29年度及び平成30年度は、主要幹線である1級及び2級路線の整備を行っております。このことで、施工延長や施工面積の数量が多いことから先ほど御説明した事業費となっております。また、今年度につきましては、生活道路を中心とする整備となることから、前年比で事業費の減少となっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

まあ、主要幹線道路、優先道路そういったところをやったので、まあ工事面積において単年度の予算額が変動していると、まあ理解できました。しかしながらですね、この5次計画に基づいて整備を図られている。昨日も町長がですね、今年度の施策、主な施策ということで道路、それから道路の照明についてお話がありました。そういったことで、これが計画的に行われているのかなと思うわけですが。この単年度の工事計画をやる計画、大もとの計画はあるのでしょうか。お伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

お答えします。

平成26年度に主要幹線である1級及び2級町道の30路線、延長は約19キロ、また、平成

28年度に生活道路などその他の町道344路線、延長は、約54キロの道路路面調査を行いました。その調査結果に基づいて、ひび割れ率、わだち掘れ量及び平坦性の路面性状値によって定量的に評価したMCIという舗装の維持管理指数でランクづけされた路線から順次整備を進めております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

えっとですね、今年度も今後の計画の策定のためにですね、調査が順次行われているというのを私も聞いております。ただ、町民の皆さんからしたらですね、そのあたりが、私はある程度わかるわけですけれど。町民の皆さんはですね、自分の家の前の生活道路を見たときに、これは困ったねって言うておられるわけですね。町のほうは、まあこのランクづけを私はどうかなと思うので、そのあたりの認識のずれが若干あるかなと思うわけですけど。まあ、計画的に工事が進められていると、そういったことでありますけれど、私は町民の皆さんの立場からすると、いち早くですね、自分の生活道路を整備していただきたいとの御要望ですので、その予算額が適切に見積もられて計上されているというような状況かと思うんですが。もう少しそのあたりも含めて、皆さんの声をしっかりと聞いていくことが重要かなと思うわけです。それとですね、この計画なんですけど、町は着々と自分の計画に基づいて、皆さんに快適な暮らしを提供するために工事やっておられると思うんですけど。これはやっぱり町民の皆さんにですね、お宅の前の道路はいつごろやるよというような計画もちょっと説明していただければ、町民の皆さんにとってはですね、理解しやすくなるんじゃないかと思うんですけど。この周知徹底は行われておられるかどうか伺いたします。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

お答えいたします。

先ほど説明いたしました道路路面点検調査結果を基礎資料とした舗装の個別施設計画策定業務委託を本年度委託しておりますが、その結果に基づき、来年度以降の具体的な計画を策定いたします。また、公表の内容につきましては、その結果を精査し、決定したいというふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

えっと今、あの個別の状況について委託調査されると。それについてはもう住民の皆さんには周知されているということによろしいですね。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

お答えいたします。

具体的に、例えばホームページであるとかでは、委託名を公表しております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

ホームページだけだと若い人しかつながらないと思うので、これはですね、芦屋広報等とも踏まえながらですね、皆さんにしっかりとお伝えして、不安を解消するというところに心がけてもらいたいと思います。自治区ともですね、そういうことで、当然、区長さん、区長会等でも話があると思うので、そういった場でもですね、お伝えしていただきまして、区長さんから「お宅の道は——生活道路はだんだんよくなるよ。いつごろになるよ。」とそういった心づくしですね、ことを町民の皆さんにお伝えする責務が町にはあるんじゃないでしょうか。

それでは、次は街灯なんですが、道路等に街灯で、街灯も今回先ほどもお話ししましたように、1つ改修するよと町長は言われましたが。病院、新しい病院のですね、薬局から上がる側の道路は結構明るいんですけど、反対ですね、今度病院を出て右側に行って帰ろうと思ったら、真っ暗闇で非常に暗いと。そういった御要望がございました。それから防犯街灯、またこれは所管が違うわけですけど、白浜町、私が回っているいろいろ動いてる中で正門町、白浜町、幸町、まあ粟屋でも結構あるんですけど、防犯街灯を見ると、今までついているところが一部改善していただいたこともあるんですが、改善要望をよくお聞きします。こういった街灯整備に関しても道路と同じような整備計画はございますでしょうか。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

それでは道路照明灯について、都市整備課よりお答えいたします。

平成25年度に、道路照明灯点検調査委託を行いました。その結果、支柱や灯具など損傷が認

められた照明灯については、平成26年度から順次、修繕を行っております。

御指摘をいただいた病院外周道路の道路照明灯について御説明いたします。平成29年度に完了した新病院外周道路の整備工事において、国が定めた道路照明施設設置基準に従い、設置をしております。今後は、周辺の道路事情や通行量に変化が見られた場合、検討課題と考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

防犯街灯については、環境住宅課で答弁させていただきます。

防犯街灯の設置数は、現在1,108基あります。そのうちLEDが1,097基、蛍光ランプが11基です。この11基についても今年度中にLED化工事を行う予定です。なお、平成28年度から3年間かけて特定防衛施設周辺整備調整交付金を充てさせていただき、全町LED化工事を行ったものです。これ以降の新設の設置については、設置基準に基づき行っていきます。設置できる場所は、不特定多数の歩行者が通行する生活のため利用している道路。設置間隔は、既設の防犯街灯等からおおむね50メートル以上となっています。基本的に新設等の要望については、区長さんが隣接する住民と協議を行い、合意の上、地域要望書を提出することになります。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

基準があるということですので、区長さんからの御要望等を踏まえながら相談して、できればですね、住民の皆さんの御要望に応じていただきたいと思います。

次にいきますけど、次は歩道ですけど。歩道についてもですね、正門町のメイン道路、特に自衛隊からシティ銀行のほうに出て行くところだと思うんですけど、「歩道がですね、でこぼこで、もう雨が降ったら水浸しで全然通行できない。」と、こういった御要望ですね。そういった御要望もありました。それと障害者の方からですね、点字ブロック、これがですね、まあ国道だったら、県道とか、そういったことで歩道に関しては、それぞれ県土木が管理しているということで、一部、点字ブロックが整備されている。で、途中はない。で、また町道はないとかそういう状況であって、起伏があったりとの話もあって、非常に、逆に言うと、「点字ブロックを歩いている途中でなくなるというのは一番怖い。」というようなお話をいただきました。そういうことですね。町としては、この点字ブロックの整備についてはどのように、今後の整備方針というのがあるの

かどうかお伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

それではお答えします。

まず御指摘いただいています正門町の歩道につきましては、状況を確認させていただき、今お伺いしますと、県管理の道路であるということから、必要に応じて対応をさせていただきます。整備の方針につきましては、芦屋町障害者計画にあります道路等のバリアフリー化の推進に基づき整備を進めてまいります。町の基準でございますが、福岡県福祉のまちづくり条例施行規則に沿って整備を進めていきます。その条例規則の中にある公共交通機関の旅客施設と視覚障害者の利用の多い施設とを結ぶ歩道等には、必要に応じて連続して敷設することとなっております。具体的には、平成28年度に中央病院交差点改良工事において、交差点部と病院敷地内のエレベーターへと誘導する点字ブロックを設置しております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今、答弁ございましたけれど、よくわからないと思うんですが。町としては、役場に行く道ですけど、ここは点字ブロックは整備されるんですか、今の説明で。県の福祉まちづくり条例に基づいていったら。どうですか。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

お答えいたします。

現在、役場前国道495号でございますが、県の事業として段差解消事業が既に始まっております。県に確認したところによると、歩道の拡幅、さらには自歩道の完全分離、段差解消、さらに点字ブロックを設置する旨を確認しております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今、県のほうでやっていただける事業は逐次そういうバリアフリー化ということで、逐次整備

されると思うんですけども、町についてもですね、整備する際は、当然こういった福祉に関する事項ですので、所管である福祉課、それから整備・施工を担当する都市整備課という形になると思うんで、行政管内でもですね、綿密な調整をしていただいて、そういった皆さんの、障害者の方にも高齢者の方にも役立つ道路整備を努めていただきたいと思います。まだたくさん多くのことを聞きたかったんですが、時間がありませんので次に移りますが。

公共施設としたら、公共衛生施設としてトイレがございます。これはですね、和式が結構まだ残っているんじゃないかなと思うんですけど。高齢者の方からですね、「今は和式で用を足そうと思ったら立てなくなった。」というような話があります。困ったなあということで、その反面ですね、逆に和式を探している来訪者の方もおられる。非常にちょっとどうかな、そのあたりも私も和式はいいなあと思ったりするときもあるし、皆様もいや洋式がいい、和式がいいという話があるんですが。まあ基本的には今後ともですね、そういう意味からすると、洋式化を図るべきじゃないかなと思うんですが。それですね、これちょっと調整させていただいているんですけど、代表してですね、環境住宅課、産業観光課、生涯学習課の3つの部署、所管内のですね、トイレの状況についてお伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

環境住宅課が所管しております町内の公園などのトイレの状況をお答えいたします。

まず、男女別及び多目的トイレが設置されている公園は、中央公園、高浜ポケットパーク、江川河畔公園、芦屋港湾緑地の4カ所です。あとは、自治区内にある小さな公園に男女兼用のトイレが9カ所設置されております。清掃は業者委託で行っています。清掃回数は週1回が基本ですが、夏場の7月と8月については、利用状況の多い箇所は、週2回のところや週3回清掃を行っているところもあります。公衆トイレ13カ所のうち洋式便器がある箇所は5カ所です。和式・洋式の内訳については、和式が15で、洋式が8となっています。

以上です。

○議長 横尾 武志君

産業観光課長。

○産業観光課長 溝上 竜平君

産業観光課が所管しております海浜公園などのトイレの状況につきまして、維持管理区分に分けてお答えいたします。

まず、海浜公園には2カ所のトイレを設置しており、維持管理については指定管理者である芦屋町観光協会が、平日であれば1日に2回、土日であれば1日3回程度行っております。和式・

洋式の内訳については、和式が8つ、洋式が3つとなっており、これとは別に洋式の多目的トイレをそれぞれ1つずつ設置しております。

次に、国民宿舎わきの魚見公園に1カ所トイレを設置しており、維持管理については、指定管理者であるグリーンハウスが週2回清掃を行っております。和式・洋式の内訳については、和式が2つ、洋式が1つ、これとは別に洋式の多目的トイレを1つ設置しております。

最後に、城山公園や夕日が見える公園など観光施設周辺5カ所にトイレを設置しており、維持管理については、委託事業者が週1回、7月、8月の夏季の期間につきましては週3回清掃を行っております。和式・洋式の内訳については、和式が9つ、洋式がゼロ、5カ所のトイレのうち3カ所は洋式の多目的トイレを設置しております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本石 美香君

それでは続きまして、生涯学習課が所管しております屋外トイレの状況についてお答えいたします。

まず、芦屋釜の里駐車場に1カ所設置しており、維持管理は釜の里清掃員が開園中は毎日、清掃を行っております。洋式・和式の内訳は、洋式はゼロ・手すり付きの和式が2個で、多目的トイレはございません。

次に、総合運動公園中央グラウンドに1カ所設置しており、維持管理は委託事業者が週1回清掃を行っております。洋式・和式の内訳は、洋式が4個、和式が2個、これとは別に洋式の多目的トイレが1カ所あります。

次に、総合運動公園みどりの広場に1カ所設置しており、維持管理は体育館職員が巡回時に確認し、月1回程度清掃を行っております。全て洋式で3個、多目的トイレはございません。

次に、祇園崎運動広場に1カ所設置しており、維持管理は委託事業者が週1回清掃を行っております。洋式・和式の内訳は、洋式が1個、手すり付き和式が1個で、多目的トイレはありません。

最後に、大君グラウンドに1カ所設置しており、維持管理は年間利用団体に清掃を行っていただいております。洋式・和式の内訳は、洋式はゼロ、和式が1個で、多目的トイレはありません。

なお、現在芦屋中央病院横に整備中の多目的グラウンドにも屋外トイレを設置予定で、洋式が1個、洋式の多目的トイレを1個整備する予定です。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

どうもありがとうございました。代表してですね、所管部署3つ答えていただきました。やはり回っておりますと、催して、使おうと思ったときにドアが開かない。鍵が閉まらない。手を挟んだとかですね。立ち上がろうと思ったら、立ち上がれないでどうしようかと悩んで何時間か座っておった。足がしびれるのをとれるまで待つとった。そういった状況にありますので、1つは、整備、維持管理は当然ですね、こういった管理をしっかりやっていただくという、今しっかりやっていただいていると思うんですけども、そういった壊れていることも実際に起こっております。そういうことで、和式についてはですね、高齢者の方が使われたり来訪者の方でお困りにならないように、やっぱり手すり等があれば、今後高齢化が進む芦屋町にとって、高齢者の方に優しい町であるということが言えるんじゃないかと思っておりますので、そういった推進を図っていただきたいと思っております。

3、4項目設けておりましたが、時間がありませんので私のほうでお話させていただきますけど、この趣旨はですね、緊急備品等の機能保持。中央病院に災害対応の資機材等を準備していただきました。私も災害対応を重視しておりますので、よかったなと思うんですけど。実はそれが使えなければ役に立たない。実際、今のところその点検等がやられているか、多分されていないんじゃないか。じゃあ使えるように何回か、日ごろ使ってみないとわからない。それは宝の持ち腐れ。それは廃棄するべきだと思います。

それからAEDですね、設置している公共施設も多いかと。皆さん使ったことがあるかと。多分教育を受けている人が数少ないんじゃないか。せっかくあるのに使えない。それから緊急発電機、これもそうです。電気が停電して、長時間使えない場合に発電機を使おうという計画をしながら、発電機の燃料があるのか。回してみたことがあるのかな。そういったことも踏まえながら、準備は万端に、何が起こっても芦屋町は機能する、継続して運用できるシステム、こういったものが重要かと。それから56秒か。河川敷ですけど、夜運用してもらっていますが、これの延長はできないかと御要望がありましたので、これはまた改めて本石課長のところをお願いに行きたいと思っております。

そういうことで町の皆さんが快適に暮らせるようなですね、日常の維持管理が重要かと思っておりますので、公共施設については皆さん、所掌で大変なところではありますが、皆さんの、町民の皆さんのためにしっかりやっていただきたいと思っております。町民の小さな声にもですね、耳を傾けていたただける芦屋町であっていただきたいと思っております。

以上をもちまして、松岡泉の一般質問を終わらせていただきます。

○議長 横尾 武志君

以上で、松岡議員の一般質問は終わりました。

ここでしばらく休憩いたします。再開は11時10分からいたします。

午前10時59分休憩

.....
午前11時9分再開

○議長 横尾 武志君

再開いたします。次に、11番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

11番、日本共産党の川上でございます。一般質問を行います。今回、質問項目が多いので、答弁は簡潔に丁寧をお願いいたします。

要旨1、山鹿地区の冠水対策について。田屋地区の裏耕地や表耕地の汐入川、山鹿小学校裏地域では大雨により道路や田畑が冠水している。特に近年では、梅雨時期の豪雨により冠水が起っています。汐入川の護岸工事も進められていますが、水路の拡幅やかさ上げなどの改修やポンプの能力向上など、関係機関と一体となった河川整備が必要と考えます。この問題について関係機関との協議は行われてきたのか、町として対策はどのようなものかを伺います。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。産業観光課長。

○産業観光課長 溝上 竜平君

産業観光課より、汐入川の護岸工事の概要並びに本工事に係る雨水対策についての関係機関との協議結果につきまして、答弁いたします。

汐入川の護岸工事は、地元農業者の方々からの要望・申請により、農業水利施設保全合理化事業として、福岡県が事業主体となって平成28年度より工事が進められております。この事業は、昭和36年から着手された石炭鉱害復旧事業により改修された河川用排水路及び支線排水路の保全工事となります。各水路の工事着手前の状況といたしましては、老朽化が著しく、石積みにクラックや、はらみ出しが生じ、背後の田んぼから漏水が発生するなど、突発な事故が発生した場合、農業用水の安定的な確保が困難な状況に陥る恐れがございました。これらの現状を踏まえ、本事業では排水路の護岸の改修・更新の対策を講じることにより、既存排水路の長寿命化や安全性の向上などによって、農業を継続できるための環境を整えることを目的としております。このため、山鹿地区全体の雨水対策としての水路の拡幅やかさ上げなどについては、本事業の対象になっておりませんので、現在実施しております汐入川の護岸工事に係る雨水対策について、特段関係機関とは協議は行っておりません。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

今後の町の対策について都市整備課よりお答えいたします。

全国的にも近年では、まれに見る大雨による、各地で被害が発生しております。芦屋町においても昨年の平成30年7月5日から7月6日にかけて、200ミリを超える雨量が観測されております。このことで山鹿地区の多くが道路冠水し、通行どめとなった箇所は13路線に及びました。冠水対策としましては、表耕地において平成27年度と平成29年度に道路のかさ上げなどを行い、一部ではありますが、道路改良を行っております。また、大君地区につきましては、平成30年度に排水路の一部改修やグレーチング蓋の設置など小規模ではございますが、改修を行っております。また今年度につきましては、過去に冠水をした道路を中心に、注意喚起看板設置を行います。排水路の管径や流下方向などの現況調査を平成29年度に芦屋部、平成30年度には山鹿部の施設において実施しております。この結果に基づき、現在、山鹿部の浸水対策調査委託を行っております。山鹿部全体の雨水排水路の改修につきましては、浸水箇所の原因調査、既存の雨水管路施設や排水機場の能力を検証し、費用対効果など総合的に勘案して、どのような対策が有効であるかを検討してまいります。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

現在行われている浸水対策調査等の結果を踏まえてですね、対応するという答弁でしたが、汐入川の浸水対策の問題については、私も平成21年第3回定例会、平成23年第1回定例会、それから貝掛議員が平成26年第2回定例会、内海議員が平成29年第2回定例会、辻本議員も昨年の平成30年第3回定例会でですね、取り上げて、ほかの議員さんも災害対策の中でですね、この問題を多く取り上げています。いずれもですね、答弁としては調査を行い、その対応をするという、そういった回答でありました。確かに調査結果に基づいてですね、一部の道路のかさ上げや農業用水路の浚渫などは行われてきましたが、裏耕地の水路の拡幅や山鹿排水機場のポンプ能力の向上など抜本的な対策は行われていません。私が一般質問を行ったですね、平成23年の一般質問を読み返しますと、その当時ですね、最大1時間降雨量は29ミリ、最大3時間降雨量は50ミリとですね、現在の雨量と比べると格段の差があります。先ほども言われましたけど、現在は1時間降雨量は年300回、50ミリ以上80ミリ未満がこの遠賀川水系で起こっています。昨年の4月7日の西日本豪雨では久留米では48時間雨量が383.3ミリと大変なですね、量で、当時とは比べ物にならないような状況になっています。総雨量も1,000ミリを超える

雨、それから台風の巨大化、記録的豪雨など、全国でもですね、どこでも起き得るような状況になっています。こういったですね、雨量によって山鹿排水機場についてはですね、降雨量がふえているため、河口堰を開門した際には排水ポンプ出口が水に浸かり、ポンプ機能が低下し、山鹿地区に流入内水氾濫のおそれがあります。新聞によりますと、5月の22日にはですね、遠賀川河川事務所が排水機場などを巡視し、この豪雨に対してですね、調査をしておりますが、国土交通省の山鹿排水機場については、こういった調査が行われたのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

お答えいたします。

その案件については、承知しておりません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

県と国の認識もどうなっているかという問題がありましようが、国土交通省は災害対策について新たなステージに対応した防災、減災のあり方を取りまとめ、近年の異常な気象状況を新たなステージと捉え、想定外の事態をなくすべく洪水対策等においても、最悪の事態を視野に入れて備えていくべきとしました。堤防の決壊に伴う氾濫流による家屋の倒壊流出、洪水氾濫を未然に防ぐとして、先進的に整備が必要な場所において、堤防のかさ上げや浸水対策を実施するというふうにしております。そういった点ではですね、やはり国や県に対してもですね、この汐入川の大雨による浸水、これに対する対応をですね、確実にとるということが必要だと思います。

それでは浚渫の問題ですが。確かにですね、この間の議会との一般質問により浚渫は行われました。特に汐入川本流についてはですね、浚渫が行われ、1.5メートルを超えるですね、水深を確保しています。ところがですね、例えば花野路の調整池から汐入川に注ぐ支線があります。これはナフコに行くときの裏道のところですけどね。ここの支流の水深は50センチ程度しかありません。どの程度ですね、本来的な水深があるかわかりませんが、やはりここについてもですね、泥が堆積しているという状況です。この上にある花野路の調整池については、オーバーフローする危険が起これば、この支線にですね、放水を行います。やはりそういった点では流水を確保し、被害の発生を防ぐためにも浚渫を早急にすべきではないかと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

お答えいたします。

まず汐入川の浚渫の件でございます。浚渫に関しましては、直近で申しますと平成28年、平成29年、平成30年度、汐入川の浚渫を実施しております。平成28年度に実施した内容としましては、はまゆう団地下国道から県道側の平石農業用水路、施工面積約800平米、ボリューム約300立米、約130万の事業費で行っております。続きまして、平成29年度ですが、はまゆう団地前の国道から田屋地区の佐野農業用水路、施工面積110平米、距離130メートル、事業費約150万でございます。また、平成30年度におきましては、裏耕地を中心とする飯池からはまゆう団地付近、延長約500メートル、ボリュームが200立米、事業費は約300万でございます。また、ちなみにですが、この平均掘削深は三、四十センチ程度ですが、深い所につきましては、70センチございました。また、花野路からの合流部の件につきましては、越水等現場がございましたら、緊急対応ということで部分的に対応するというところになるかと思っております。基本的には浚渫につきましては、流下能力に支障がある箇所について必要に応じて対応していきたいとふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

今、るる申されたようにですね、一定の浚渫は行われていますが、やはり全ての部分についてという——まあ汐入川の支流についても、支線についても行われていない状況ですので、一刻も早くですね、これをやっぱり解決しなければいけないと思います。私、きょうですね、朝、はまゆう団地の下の水路を現地調査に行ってきました。それまではそれほど気がつかなかったんですけど、確かにはまゆう団地から裏耕地の方については先ほど言われたように浚渫もされていますが、浚渫がされていない部分も大分残っていると思います。ここはですね、はまゆう団地、有毛べたのほうになるとですね、驚いたことに泥の堆積だけではなくて、ヨシや葦がですね、水路の中に生えていて、水路を塞いでいるという状況でした。それからまたヨシや葦が生えていないところについても、水草がですね、川面一面に生えてなかなか大変な状況になってはいますが、確かにことしの梅雨は、まだ梅雨入りしていないということで、6月は降雨量が少ないと予測されていますが、その分反動で7月にですね、集中的な雨が降るといって、そういったことも言われています。そういった点ではですね、この箇所について、現状の認識はされているのか、今後浚渫

する計画についてはどう考えているのかを伺います。

○議長 横尾 武志君

産業観光課長。

○産業観光課長 溝上 竜平君

川上議員が御指摘のあった、はまゆう団地下のあの土砂の堆積については、把握はしております。産業観光課ではですね、昨年度より農業用水路で比較的、幅員の広い支線について、地元農業者の要望を伺いながら浚渫を行っております。都市整備課長も答弁しました飯池からはまゆう団地付近というの、そういった要望に基づいてやっております。なので、そのはまゆう団地下というの候補地の1つであります、予算は330万というような予算を組んでおりますので、候補地の1つで、ほかにも対応してしなきゃいけないところがございます。なので、内部で検討しながらですね、どこをやるかというのは進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

ぜひね、現地を確認していただいてやっていただきたいと思います。議会はですね、先ほども言いましたように、10年間にわたって、総意として抜本的な対策を求めている汐入川の浸水対策整備です。今度こそ抜本的な対策がですね、実現できるよう力を尽くすことを求めてこの質問を終わります。

続きまして、遠賀・中間広域行政事務組合のごみ処理について伺います。私は広域事務組合にですね、選出されたことがありませんので、的外れな質問をするかも知れませんが、その点は踏まえて答弁をよろしく願いいたします。

第1点目、家庭ごみ袋は広域組合では45リットル、32リットル、18リットルの3種類となっています。しかし、現状は単身高齢者がふえており、小ごみ袋でも「もっと小さくしてもよい。」との声があります。政令指定都市は10リットルから5リットルの極小袋を設定しています。近隣自治体でも直方市では10リットルを設定しています。広域組合でも設定をすべきでないでしょうか。この点について伺います。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

今回の御質問につきましては、広域行政事務組合に問い合わせ、聞いた内容で答弁をさせていただきます。

ごみ指定袋の大きさや料金は、芦屋町を含む関係市町との協議で合意がなされたものを広域組合が共同で事務を行っております。家庭系の指定袋の燃えるごみ用の45リットル（大）と18リットル（小）のサイズは、平成5年4月の指定袋制度開始当時に遠賀郡4町との協議で合意されたものです。その後、高齢者や少人数世帯では（大）の袋では大きすぎるので、中間のサイズの袋をつくってほしいとの要望を受け、関係市町との協議で平成20年7月に32リットル（中）のサイズを追加しました。

広域組合でも小さな袋を設定すべきではないかとの御質問でございますが、これまでも他の関係市町でも同様の御質問が上がっておりましたので、関係市町と組合では近隣自治体の指定袋の現物も取り寄せて協議を行っております。その協議の結果は、新たなサイズの指定袋を製作いたしますと製作に要する新たなコストが発生すること、32リットル（中）の新設時の事例から、新たなサイズより大きなサイズが購入減となりますので、全体では収入減となること、広域の18リットル（小）と他団体の（特小）袋の現物を比較しても大きな違いがないということ、などの理由から導入を見送られております。今後も指定袋のサイズの設定については、その都度、関係市町と協議検討を行ってまいりますということでした。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

お手元に配付のですね、資料があると思います。これは、北九州市の循環社会推進課が出した資料ですけど。2ページ目ですね、家庭ごみ袋（有料指定袋）の政令指定都市・近隣自治体比較というものがあると思いますけど。これを見ますとですね、政令指定都市9市が上がってますけど、このほとんどが10リットルから5リットルのですね、小袋をつくっています。それと、近隣自治体を見ましてもですね、直方市が10リットルの小袋ということで、確かにその袋のサイズはいろいろあると思いますが、とにかく小袋でも単身高齢者が使えばですね、半分程度で済むと、あとは余っているの、やはり小さいスーパーでの袋くらいの小さいのができないのかという、こういったですね、要望が出ています。ぜひですね、これについても見送られているという答弁と今後も検討するという、まあハイブリットな答弁でしたが、広域の中でもですね、住民要求をやっぱり取り上げていく論議をしていただきたいというふうに思います。

続きましてですね、2点目、広域行政事務組合でのごみ袋料金の設定は45リットルが73.4円、32リットルが60.3円、18リットルが47.1円となっておりますが、その料金設定の根拠はどうなっているのかを伺います。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

平成5年4月から開始された指定袋の料金については、当時の遠賀郡の収集運搬手数料、一世帯当たり820円の月額定額料金から、各町それぞれ行っていた住民への助成金を控除した金額のうち、住民負担が一番低かった水巻町の月額610円を算定の基礎として袋に転嫁しております。当時の郡内の1世帯当たりの平均排出量から、1世帯当たりの必要枚数を燃えるごみ(大)が6枚、(小)が2枚、不燃ごみの(大)1枚、ビンカン(大)1枚と設定しまして、610円から割り崩して(大)袋が70円、(小)袋が45円となったものです。

その後、消費税が導入されました。内税としましたことから、消費税8%の現在は(大)が73.4円、(小)が47.1円となったものです。また、(中)袋は、容量を(大)袋の45リットルと(小)袋18リットルの中間の32リットルとしましたので、料金については中間値の60.3円としたものです。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

広域ではですね、45リットルが73.4円、32リットルが60.3円、18リットルが47.1円となっています。これをですね、1リットルに対していくらになるかというのを換算していきますと、45リットルが基準になりますから、45リットルで割ると1.63円になります。その1.63円を32リットルに換算すると52.2円、8.1円高い状況です。18リットルにしますと29.3円、17.8円高いという状況になっています。他の町を見ますと、例えば政令都市、北九州市は45リットルが50円ということで、これはリッター当たり1.1円。すべてこの1.1円にかけて30リットルで33円、20リットルで22円、10リットルで11円という、こういった量と体積によってごみ処理料金を決めるという、運搬料も含めた、することが一番当たり前だと思いますけど、なぜ中間・遠賀広域組合ではこのようになっているのか。特に45リットルと32リットルでは13円しか変わらないという点では、その根拠について納得いくものがないと思いますけど、その点はいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

その点につきましては、広域組合のほうには問い合わせ聞いておりませんので、ちょっとここで答弁できません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

これは広域組合でないと小さいところはわからないと思いますが。ただ、やっぱり芦屋町議会でも芦屋町の町民もやっぱりこういったごみ袋を使っているんで、私たちのところになぜ高いのか、というそういったものが来ますのでですね、あえて質問させていただいています。

それで近隣自治体8市町村を見ますとですね、みやこ町なんかを見ますと、60リットルが30円、45リットルで20円、20リットルで10円とね、自治体によってこれだけの同じごみを処理するのに格差があるのかという点があります。確かにですね、直方市とかみやこ町、香春町とかに比べて高すぎるというのは、歴史的な経緯というのがあるというのは承知しています。しかし、もともとやっぱり他町に高い根本的な理由はごみを税金で処理するか、個人で処理するかというそういったところから出ていると思います。ごみ処理は税金で行うべき本来的な公共事業であり、いわば税の二重取りになっているんじゃないかと私は思いますので、まあこの点についてもですね、やっぱり十分な論議をお願いしたいというふうに思います。

3点目の、可燃ごみは焼却処理及び焼却残渣の最終処分を基本協定に基づき、北九州へ委託しています。受入単価の算定については、広域行政事務組合と協議し、令和元年度には2万円となりましたが、受入単価の根拠はどうなっているのかを伺います。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

北九州市への燃えるごみの焼却委託は、北九州市と関係市町が交わした基本協定書をもとに、北九州市と広域行政事務組合が1トン当たり2万円で委託契約を交わしております。

この受入単価の根拠については、関係市町と北九州市と事前協議の中で、「処理単価は、北九州市の焼却・埋め立てに要する経費をベースに、他都市が自前で焼却工場を建設・運営した場合の労力、北九州市の焼却工場・処分場の運営に必要な道路、水道、下水道などのインフラ整備・維持に要する経費を総合的に勘案し算出するもの。なお、北九州市のごみ処理施設処理整備などにより原価が変動すれば受入単価の見直しを行う。」との方針説明を受けており、以後一貫して同様の説明を受けております。

平成17年度の事前協議資料によれば遠賀・中間の受入単価は「2万円プラスアルファを想定していただきたい。」とされておりましたが、実際には平成19年4月からの単価は2万円で契約し、この間消費税8%への増税等もありましたが、現在も同額の2万円で、消費税分も支払って

おりません。ちなみに、この単価は、遠賀・中間と同様に北九州市へ焼却処理委託を行っております直方市、行橋市、みやこ町とも同額です。北九州市では、今後、日明清掃工場の建てかえや響灘埋め立て場の拡張整備などが計画されておりますので、「ごみ処理原価に変動があった場合には処理単価の見直しもあり得ます。」との説明も受けております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

確かにですね、遠賀・中間のごみは現在、北九州市に処理していただいているという状況です。北九州市民、特に若松区民にとっては響灘をごみ捨て場にするなというね、そういった声もあることは知っていますので、やっぱりそういった点では今後やっぱり、ごみの処理については町としても、やっぱり根本的に考えなければいけない問題だと思いますが。しかし、この資料のですね、1ページ目ですね、受入単価、平成31年度2万円となっています。これは根拠としては処理原価が1万4,498円、その他の経費が5,502円ということで、これできっかり2万円ということですが、このその他の経費というのがですね、何かというところが十分な審議がされているのかなというふうに思うんですけど。一般的には、ごみ処理原価の構成要素には、人件費、物件費、減価償却費、公債利子、管理部門経費、控除費などを含んでいると聞いています。そういった点においてはですね、このその他の経費が1にあるようにですね、必要な道路、水道、下水道などのインフラ整備、維持にする経費を総合的に勘案、算定し、相手方と協議の上決定している点では、減価償却費などが引いてあるのであれば、この部分についてもですね、一定は入っているんじゃないかなと気もします。そういった点ですね、特に相手方との協議の上、決定しているというふうになってはいますが、果たして協議を十分させてしているのか。この料金設定にしてもですね、本当に根拠のある料金設定ができているのかというところは疑問でありますので、そういった点ではですね、十分広域の中でも審査していただきたいと思いますが。特に町長に伺いますけど、町長は広域組合の理事者として出ているわけなんですけど、その点ですね、ごみ袋料金の引き下げ、今、他町との比較とか、小袋のニーズ、こういったものを踏まえて、どのようにお考えなのかを伺います。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

時間が余りないので的確にお答えさせていただきますと、議員まさに言われましたように、この広域行政事務組合議会というものがあるわけでございます。今、川上議員が質問され

た案件は毎度のことのように申しわけないんですけど、水巻の共産党、それから中間の共産党の議員から毎度のよう質問が来ております。ということで、私はここに芦屋町の首長として個別のですね、答弁させていただくということは、やはり差し控えなければならないと思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

3点目、国保税について伺います。福岡県より平成31年市町村標準保険料率が発表されましたが、芦屋町は他の自治体に比べてどうだったのかを伺います。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 藤永 詩乃美君

この平成31年度市町村標準保険料率は、県内統一の基準によって算定したものではなく、各市町村の基準によって算定した市町村ごとの保険料率の標準的な水準を表すもので、賦課方式も市町村によって異なります。また、実際の保険料率は、当該市町村の所得水準、世帯の状況、医療費水準等を踏まえて決定しますので、それぞれ違いがあり、条件が異なる中で芦屋町と他の市町村の比較を行うことはできません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

この標準保険料率では比較できないということですが。まあ確かにですね。県の公表した標準保険料率も2つ公表してありまして、1つは県内統一の基準によって算定した値と、もう1つは各市町村の算定基準に基づく市町村ごとの基準によって算定した理論的な値です。どちらも一般会計からの法定外繰入は行わないものとして算定してあります。ですから、言われたように、県基準のデータか市町村基準のデータか、使用するデータによって保険料の試算が若干変わることも事実です。ただですね、我が党が、この市町村基準のデータによるということですが、県ではなくて市町村です、による市町村税率によって——保険率によって19年度標準保険料率に合わせた場合の国保税の試算では、年収400万円、4人世帯で6.39万円、年収240万単身世帯で2.96万円、年金280万円の高齢者夫婦で2.59万円、所得300万円自営業3人世帯で6.3万円の負担がふえると試算されています。

もちろんですね、県の基準で試算すれば、保険税も変動するでしょうが、また一般会計からの繰り入れということが入っていませんので、またこれを入れればですね、また下がるということはあるんですが。保険税がですね、負担が住民に対してふえていくというこの事実だけは基本的には間違いのないことです。これにですね、今度10月から上げられる消費税が400万世帯4人で3.4万円、それから240万単身者で1.8万円、280万高齢者夫婦世帯で3.2万円という、こういった負担がふえることになればですね、大体5万から10万円ですね、負担が昨年よりかふえるということになります。そういった点でですね、3月議会でも高すぎる国保税を軽減するためにも県知事会が要望している国による1兆円の国費投入を求めるとともに、生まれたばかりの赤ちゃんからも国保税を取るのを軽減する子供の均等割の減免を求めましたが、具体的にですね、このように国保税の負担が住民に重くのしかかっているということが明らかになったと思います。子供の均等割減免を実施している石川県加賀市では政策を実施する理由として、国民健康保険の均等割は社会保険等にはない加入者一人一人にかかるもので、収入のない子供についても人数分の賦課がされます。加賀市では「子供の均等割を減免することにより、子育てに係る経済的負担を軽減することにしました。」としています。そこでですね、やっぱり質問をいたします。子育て支援を応援する町の姿勢を見せる上でも子供の均等割の軽減を打ち出すべきではないでしょうか。お考えを伺います。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 藤永 詩乃美君

3月議会のときにも申し上げましたが、30年度からの法改正に伴い、現在の国保会計は急激な国保税の増加で被保険者に負担をかけないため、国、県から公費が投入され、同時に一般会計から法定外繰入金も赤字補填として計上し、必要額を繰り入れている状況です。また、負担緩和措置が終了しますと、県への納付金が増額し、現行の保険税率では賄えないことが予想されます。将来の保険税の県内均一化を見据えながら、持続可能で安定した国保運営を行うため、今のところ、さらなる負担軽減をすることは考えておりません。また、芦屋町では、子育て支援対策として、いろいろな施策を行っておりますが、医療について申し上げますと、中学校3年生までは医療費の自己負担分の全額を助成いたしております。今後も、公費医療助成の地方単独事業に係る国庫負担減額の調整措置の見直しや子供に係る均等割保険料の軽減措置の導入について、国の施策として取り組むよう継続的に国へ要望していき、その動向を注視していく必要があると考えています。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

3月議会でもですね、そのような答弁でしたが。今回はですね、やはり国の問題がやっぱり一番大きくあると思います。国は国保財政の国庫支出金を1980年代には約50%負担していましたが、現在は25%程度に半減させています。全国知事会や町村会もこの負担をふやすように求めています。先ほど課長が答弁されたようにですね、ぜひ町としても、国に対してやっぱりこの国保に対する国庫支出金をふやす、こういったことを求めていただきたいというふうに思いますのでよろしく願いいたします。

続きまして、先ほどもちょっと出ました医療費の問題も出ましたが、4点目の町長の施政方針について伺います。令和元年の施政方針では「町長選挙立候補に当たり掲げたマニフェストを行政内部で十分協議を行った中で、町の実施計画に位置づけたい」としています。マニフェストの「教育力・子育てしやすさアップ戦略」では学校給食費補助の創設に取り組むことを表明しています。また、町独自の取り組みである中学3年生までの医療費の無料化を継続しているとしていますが、入院については全ての自治体が県内では実施しています。通院は半数の自治体が行っており、今後は高校生までの制度の拡充が課題となってきます。これらの取り組みについての町長の考えを伺います。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

4月に選挙がありまして、実質的には第一回目の議会となろうかと思いますが。終わったばかりで、この6月定例会、早速このマニフェストの一般質問を受けたわけでございます。御存じのように、4月、それから、5月の大型連休で、この前もお話したと思うんですが、行政は今からスタートしていくわけでございます。私が掲げましたさまざまなマニフェストにつきましては、今から各課、各部署において検討していくということをまずもって、冒頭にお話させていただきます。基本的には施政方針で述べたとおりでございます。私の考えを改めてまた述べさせていただきます。

まず、学校給食補助の創設につきましては、さきの3月議会、川上議員の一般質問に対しましても学校給食費の無償化について補助の仕方を検討し、速やかに実施できるようにやっていきたいと答弁させていただいております。そこで担当であります学校教育課で補助の仕方、そして手法、経費や効果などの検討を今現在もう始めております。今後は学校教育課の原案がまとまり次第、実施計画に計上し、芦屋町としての方針を決定し、令和2年度からの実施を目指してまいり

たいと考えております。財源の継続確保という大きな問題はありますが、国が進める地方創生、そして定住化促進のためにも実施をいたします。

次に子ども医療費の無料化の継続についてでございますが、この子ども医療費助成制度も持続可能な制度とすることが重要であるわけであります。今、川上議員は高校生までの拡充というお考えで御提案されましたが、先ほどお話ししましたように、持続可能な観点から慎重に検討していかなければならないものと考えているところです。そしてまた、子ども医療費助成制度については、そもそも子育て世代の負担軽減、子供の保健の向上、福祉の増進を図るためであり、少子化対策の上でも地方単独事業としてではなく、国の制度として取り組むようにと福岡県町村会等を通じて積極的に国へ要望してまいる所存でございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

学校給食補助についてはですね、令和2年から予定しているという答弁でしたが、確かに財源の問題もですね、あって大変でしょうが、やはり子育て支援、やっぱり子供の健全な成長、そういったものを確保していくためにもですね、ぜひ内容を詰めてですね、実現を求めていますと思います。3月議会でもですね、学校給食の無償化の意義、全国の実施状況、子育て支援での役割、少子化——、小規模自治体でなぜ取り組んでいるのか。父母の切実な要求であるなどの議論をいたしましたので、ここではあえて申しません。

1つですね、紹介したいのが青森県のおいらせ町という自治体での取り組みですが、ここでもですね、無償化を実施しました。ところがですね、父母の中からこういった声が届いていました。

「給食費の無償化はどうかと思う。」ということですね、まあ、給食費の無償化を行えば「質が落ちるのではないかな。」また「ちゃんと自分の子供を食べさせるという親のモラルがですね、下がっていくのではないかな。」それから「継続ができるのか。」こういったですね、意見が寄せられました。これに対して町のほうですね、この方に回答をしています。「学校給食の無償化に当たっては町長公約として来年1月からの実施に向けた協議を進めていますが、現在の学校給食より質や量を低下させてまで無料化事業が実施されることはありません。どうかご安心ください。無料化が始まっても、これまで以上においしい給食の提供に向け、献立の検討や調理方法など、日々、検討を重ねていきます。また、今年度からは給食センター内で週4回の御飯も調理、提供しています。子供たちからも温かくておいしいとの声をいただきます。無料化になることで、食材の購入費用は全て税金で負担することになり、町全体で子供たちを支え、子育て支援を実施することになります。町としても、これまで以上に食育指導に力を入れ、食物を大切にし、感謝の心を持

って食事ができる子供の育成に取り組みたいと考えています。御家庭においても感謝の心について、お子様とお話しいただければ幸いです。」とこういったですね、まだいろいろありますけど、答弁をしているので、やはり私は町全体でですね、子供を支えていくというこういことを実施していくという、ここにやっぱり一番大きな意味があるのではないかなというふうに思います。ぜひですね、私もこの給食費の無料化についてのお話をすると大変喜ばれるという方もおられますけど、やはり先ほどのような質の問題とか親の責任の問題とか、そういったことでどうかなという意見の方もおられますが、ぜひこういった観点からですね、子供の給食費の無償化というのを芦屋町でも取り組んでいただきたいというふうに思います。町長、その点はいかがでしょう。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

もうこれ以上、やりますと言った以上、これ以上答弁することはございません。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

子供の医療費の拡大の問題についてはですね、先ほども言ったように、確かに中学校までの芦屋町は完全無料化をしているんですね、その点については評価できますけど、小学校までは60市町村、中学校までは27市町村が実施しています。入院の18歳までの助成、飯塚市や古賀市、桂川町、みやこ町、築上町の5自治体、通院の18歳までの助成はみやこ町、築上町の2自治体と、県内でもこういった自治体に取り組んでいます。12月議会の答弁のときにもですね、町長も国がやらなければ町が決断しないとけないという答弁もされています。消費税増税や食料品、それから生活物資の値上げのラッシュが起きており、反面、賃金の抑制や非正規雇用の拡大など住民暮らしは苦しくなる一方です。国の生活破壊の悪政から住民の暮らしを守るのが町政の役割だと私は思っています。特に子育て世代の方の生活に希望の持てるまちづくりが必要ではないでしょうか。子供医療の拡充を一刻も早くできることを求めまして、一般質問を終わります。

以上です。

○議長 横尾 武志君

以上で、川上議員の一般質問は終わりました。

ただいまからしばらく休憩いたします。なお、再開は13時15分から再開いたします。

午後0時00分休憩

.....

午後1時15分再開

○議長 横尾 武志君

再開いたします。

次に4番、萩原議員の一般質問を許します。萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

4番、萩原です。初めての一般質問です。今日は一生懸命務めさせていただきます。

件名1、選挙の投票率向上について。ことしの芦屋町議会議員一般選挙の投票率は59.2%でした。天候にも恵まれ、立候補も17名と多く、町民の関心を集めたように感じましたが、投票率は過去最低でした。その要因を検討し、今後の選挙に向けて投票率の向上に取り組む必要があると考えます。そこでお尋ねします。

要旨1、今回の投票率低下の結果について、どうお考えでしょうか。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。住民課長。

○住民課長 藤永 詩乃美君

今回の町議会議員一般選挙については、投票率が59.2%で、平成27年執行の町長選挙・町議会議員一般選挙のときの68.77%と比較して投票率が低下しております。選挙後に意識調査等を実施しておりませんので、データをもとにした分析等はできておりませんが、選挙管理委員会としては、この投票率低下の原因の主なもの、町長選挙が無投票となり、町議会議員一般選挙単独で執行されたためではないかと推測しております。

国政選挙ではありますが、平成28年執行の参議院議員選挙及び平成29年執行の衆議院議員選挙後に公益財団法人明るい選挙推進協議会が各選挙における全国意識調査を行っており、その中で選挙を棄権した理由を見ても、どちらの選挙とも「選挙にあまり関心がなかったから」、「仕事があったから」、「政党の政策や候補者の人物像など、違いがよくわからなかったから」、「適当な候補者も政党もなかったから」というのが、上位を占めておりました。

また、郡内3町は、こちら参考にはなりますが、また郡内3町は全て町議会議員一般選挙単独で執行されており、その投票率は遠賀町が50.83%、岡垣町が51.02%、水巻町が47.42%で、それらと比較しましても、芦屋町が最も高く、県内で議会議員選挙が単独で執行された24の市町村と比較しましても、投票率の高いほうから7番目でした。

以上です。

○議長 横尾 武志君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

ただいま課長が答弁されたお話をいただきますと、確かに今まで町長選挙がなかったこととはございません。そうなりますと、今回、町長選挙はなかったことが影響しているかと私も考えました。

次に、芦屋町ではことしの統一地方選挙から18歳以上が有権者となる初めての選挙でした。投票率低下の要因を探るため、要旨2、有権者数と年代別投票率の推移についてお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 藤永 詩乃美君

まず、有権者数についてですが、平成27年執行の町長・町議会議員一般選挙の際は、選挙権年齢が20歳以上で、有権者数は1万1,498人、今回の選挙においては、選挙権年齢が18歳以上で、有権者数は1万1,683人で、前回から200名程度ふえております。

また、投票率については、前回の選挙から10%弱低下しております。今回の投票率を年代別で見ますと、10代、20代は約40%、30代が約48%、40代が約52%、50代が約65%、60代が約75%、70代が約80%、80歳以上が約60%と若年層が低く、年齢が上がるにつれて投票率も上がり、さらに高齢になると少し下がるという傾向にあります。

以上です。

○議長 横尾 武志君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

ただいま課長からお話がありました投票率の数字であります。今回の数字をいただきましたが、前回の選挙と比べてはどうなのでしょう。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 藤永 詩乃美君

前回から比べますと、全体的に6～10%各年代下がっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

ただいま6～10%下がっているということでしたが、特別に年代で変化があるということはありませんか。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 藤永 詩乃美君

前回は18歳、19歳がありませんので、その辺は比較ができませんが、特にこの年代が上がったり、下がったりしているということはありません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

要旨3、新たな投票所と移動手段について。本町に隣接する北九州市では大型ショッピングモールや大学に投票所を開設し、有権者が投票しやすい環境整備に取り組んでいます。この選挙後に町民から、「高齢で投票所まで行けずに困っていた人を車で送った。」「今は投票に行けるけど、この先、高齢になって遠い投票所まで行けなくなったときはどうしたらいいのか。」また、「投票日には巡回バスが休みで困った。」などの話を伺いました。高齢になっても安心して投票に行けるように、例えば、高齢化率の高くなっている地域に限定して臨時投票所の開設や投票日に町民体育祭のような臨時バスを準備するなどの取り組みが必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 藤永 詩乃美君

現在、芦屋町では、各小学校の校区ごとに投票所を設置しています。また、告示の翌日から投票日前日まで、役場4階に期日前投票所を設置しております。期日前投票が徐々に有権者の方に浸透し、年々、期日前投票に来られる人数も増加しております。高齢化率の高い地域の公民館に限定しての期日前投票所を設置してはどうかとのことですが、現在、投票については、投票管理システムを使用して行っております。システムには、有権者情報が登録されており、投票をすると投票が済んだことが登録され、二重投票を防ぐことができます。2カ所以上で期日前投票を行う場合、システムがつながっていないため、二重投票を防ぐことが非常に困難ですので、役場とは別に期日前投票所を設置することは難しいと考えます。

また、投票日が日曜日なので、臨時バスを準備してはどうかとのことですが、月曜日から土曜日までは、60歳以上の高齢者または障害者の移動手段として、巡回バスを運行しており、この巡回バスを利用して期日前投票に来庁される有権者の方もいらっしゃいます。今後は、期日前投票のさらなる周知に努めるとともに、巡回バスは日曜日の運行がありませんので、期日前投票期間が短い町の選挙のときには、投票日である日曜日の運行について、担当課と協議したいと考え

ています。

以上です。

○議長 横尾 武志君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

ただいま課長からお話がありました投票所を別に設けるというオンラインの件ですが、例えば遠方に仕事に行っていて、その日帰って来れないなどの方のために、遠方でも投票できるシステムがあるかと思えます。それは、今、国でも考えている施策であります。もっと多くの方が投票できるようなシステムが構築されればいいと思えます。次の選挙は4年後です。ぜひそのオンラインシステムが、もっとよいものができることを御検討いただきますよう、よろしく願いいたします。そして臨時バスに関しては、担当課とお話いただけるということですので、ぜひ御検討ください。

要旨4、選挙啓発と主権者教育について。要旨3では高齢者の投票率向上について提案いたしました。投票率を向上させるために一番重要なのは、選挙に関心を持ってもらうことではないかと考えます。そこで本町の啓発活動についてお尋ねします。

1点目、選挙公報についてですが、選挙後に選挙公報が投票日の直前に配付されたという旨を伺いました。近年、期日前投票もふえています。選挙公報を見ないまま投票しているかもしれません。そこで、選挙公報が町民に届くまでの流れを伺います。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 藤永 詩乃美君

選挙公報は、選挙公報の発行に関する条例に基づき発行し、配付しております。選挙公報の原稿については、立候補届出の事前審査の際にあらかじめ提出していただいております。選挙管理委員会が把握している立候補予定者の方の原稿が出そろった時点で、印刷業者に原稿を渡し、仮の配置等を事前に行ってもらっています。実際に候補者が確定するのは、告示日の午後5時以降になりますので、午後5時になり次第、印刷会社に連絡し、印刷を始めてもらっています。印刷が終わりましたら、広報配付人ごとの数量にまとめてもらい、翌日広報配付人のもとへ届けてもらっています。選挙公報を受け取った配付人の方に、広報あしやと同様、3日間かけて各戸に配布してもらっています。町の選挙は告示から選挙日までが6日間と短いため、投票日2～4日前までに各戸に配付されることとなります。

以上です。

○議長 横尾 武志君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

ただいま課長のお話をいただきまして、印刷開始時期や配付する人の確保など、早い時期に配付することが難しい状況は理解いたしました。そこで、インターネットを活用してはどうかと考えます。総務省の発表ではモバイル端末全体及びパソコンの世帯保有率はそれぞれ94.8%と72.5%で、スマートフォンの保有率は75.1%でした。このようにインターネットを視聴できる環境の人がふえているということです。期日前投票する有権者が選挙公報をよく読んで投票に行くことができ、また若者にも関心を持ってもらえると考えますが、いかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 藤永 詩乃美君

議員のおっしゃられるとおり、インターネットを利用するのはとてもよい方法だと思います。今現在、紙の原稿を渡して印刷してもらっていますので、それができた時点でデータ化してもらわないと、うちのほうではインターネット、ホームページ等に載せることができません。次回の選挙に向けてそのあたりもですね、業者のほうに見積り依頼を出すときに仕様のほうに入れて、インターネットで公報を掲載できるような方向で検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

そうなれば、私たち議員もインターネットでこういったものを出しますよというふうに、住民の方に周知していくことで、皆さんが私たちのマニフェスト、公約を早い段階で見ただけ、本当に自分たちのやってもらいたいことが、この議員がするんだということを皆さんが知ってもらうことでは、とてもいい取り組みになるかと思えます。

2点目、周知活動についてですが、仕事や子育てで忙しくしている町民は、ついうっかり選挙に行くのを忘れることもあるかと思えます。そこで選挙当日に選挙広報カーで周知するなどの広報活動をしてはどうかと考えますがいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 藤永 詩乃美君

以前は、投票日当日に選挙広報車で町内を回っていましたが、現在は、防災行政無線のコミュニティ放送を利用して、選挙当日の午前10時と午後3時の2回、周知と啓発を行っています。

今回の議案にもその実施設計にかかる予算が計上されておりますが、現在、総務課で地域情報伝達システムの導入を計画しております。このシステムが導入されますと、次回の統一地方選挙までには、各戸に戸別受信機が配付される予定ですので、導入後は、その戸別受信機を利用して、当日の周知、啓発を行いたいと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

それはとてもいいことだと思いますので、どうぞ取り組んでいただきますようお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

教育長の答弁はいらんのですか。これやないと。萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

要旨4、主権者教育について、本町や学校での取り組みについてお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 藤永 詩乃美君

各小中学校に夏休みに合わせて、選挙啓発ポスターと選挙啓発標語の作成を依頼し、提出してもらっています。ポスターについては、選挙管理委員会の委員長と明るい選挙推進協議会推進委員で推薦作品を選定し、県の選挙管理委員会に提出しています。標語についても優秀作品を選定しております。毎年11月ごろには、このポスターと標語の全ての作品を役場1階のロビーに展示しております。町の選挙においては、標語の優秀作品のうちから1つを周知・啓発用の横断幕に印刷し、選挙前から選挙当日まで、役場裏駐車場の歩道沿いのフェンスに掲示しております。また、芦屋中学校で毎年行われる生徒会選挙に町の選挙で実際に使用している記載台や投票箱の貸し出しを行っています。本物の選挙備品を使用し、実際の選挙と同じような環境下で選挙を行っているとのこと。

以上です。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○教育長 三樹 賢二君

私からは、小中学校における主権者教育について御説明いたします。

小学校6年生の社会科「国会のはたらき」、「日本国憲法」等の学習の中で国民主権、選挙権に

ついて学びます。また、発展的学習として、政治への参加について話し合おうという内容があり、投票率の変化などの資料をもとに、参政権の現状や課題について話し合う学習もあります。これらの学習を通して、国会などの議会政治や選挙の意味、国民としての政治へのかかわり方など、我が国の政治の考え方と仕組みや働きについて学び、学習したことを社会生活に生かそうとする態度を養っていきます。

次に、中学校におきましては、2年生の3学期から3年生の1学期にかけて、社会科の歴史分野の中で、明治維新後からの選挙の実施、大正デモクラシーなどの影響による普通選挙の実施、第二次世界大戦後の女性参政権などを学習します。また、3年生の2学期は社会科の公民的分野の中で、参政権、選挙の仕組み、地方自治などを学習します。これらの学習を通して民主主義、民主政治の意義、国民主権を担う公民としてのあり方について学びます。さらに、中学校では生徒会活動の中で、生徒会役員選挙を通じて、民主的な方法で代表者を選ぶことを全生徒が実践的に学習します。

以上です。

○議長 横尾 武志君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

ただいまお話がありました町、学校での主権者教育の取り組みについて理解いたしました。

投票率のデータにより、今回の投票率の低下の要因は、やはり今までありました町長選挙がなかったことが関係しているかもしれません。ということは議会に対し、町民の関心が低かったとも言えます。しかし、これは芦屋町に限ったことではなく、全国的な問題です。今後、町民に関心を持ってもらうために何をすればいいのか、議員自身も町民に身近な存在となり、若者世代にも関心を持ってもらえるよう、いろいろな方法を考えていかなければいけないと感じました。それと同時に、行政が積極的に高齢者が安心して投票に行ける環境づくりに、また主権者教育に取り組むことで、次回の選挙の投票率向上につながるのではないかと考えます。これで私の1つ目の質問を終わります。

件名2、高齢ドライバーの交通事故防止策について。近年、高齢化に伴い、アクセルとブレーキの踏み間違いによる高齢ドライバーの事故は相次いでいます。特にことしの4月にあった東京池袋の事故や福岡市早良区の事故は、どちらも高齢者が当事者の重大事故になりました。芦屋町でもどうしたら高齢ドライバーによる事故が防止できるのか、早急に対策が必要であると考えます。そこでお尋ねします。

要旨1、本町における高齢者による交通事故の現状と免許証返納者数の実態及びその取り組みについてお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

まず、芦屋町で起こった交通事故の件数についてお答えいたします。

平成28年は43件、29年35件、30年41件です。そのうち65歳以上の高齢者が関連した事故は、28年が16件、29年18件、30年21件となっており、交通事故件数の半数は高齢者が加害者または被害者となっています。

次に、免許証返納者数ですが、65歳以上の高齢者の免許保有数、29年12月末で2,346人となっておりましたが、そのうち31人が30年中に返納を行ったとのこと。

次に、取り組みについてですが、芦屋町では高齢者運転免許証自主返納制度の支援事業は行っていません。平成28年及び29年の議会で支援事業の一般質問が行われました。その際、補助制度を設けても免許証を自主的に返納するとは考えづらく、すぐに積極的に取り組む状況ではないと判断し、今後、実施している自治体の状況を注意深く見ていくこと、また、免許返納者への支援策については、他の自治体が行っている一過性の補助ではなく、公共交通の利便性を向上することで、自家用車に頼らない生活の実現を目指すことが重要ではないでしょうかと答弁しています。

公共交通の利便性については、平成29年度に策定した芦屋町地域公共交通網形成計画に基づき推進しているところです。中央病院移転に伴い、タウンバス及び巡回バスを延伸したこと、また、令和2年4月から巡回バスを1路線ふやし、3路線化にすることとしており、免許を持っていない高齢者が町内を行動しやすいようになるなど、利便性の向上に努めてきたところでございます。また、今後もバス停環境の整備やICTの導入検討、高齢者、障害者の方への割引制度等の導入を検討し、利用促進を図っていく計画となっています。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

ただいまの答弁で本町の免許証の返納が余り進んでいない実態と来年度より巡回バス購入により交通網が改善することを理解しました。

要旨2、芦屋町ではまだ実施していない制度ですが、遠賀町や岡垣町などで取り組んでいる高齢者運転免許証自主返納支援事業の取り組み状況についてお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

まず、遠賀郡内での自主返納支援事業については、遠賀町と岡垣町が行っております。遠賀町ではコミュニティバス回数券1万円分、岡垣町ではコミュニティバス回数券か西鉄バスIC乗車カード、またはタクシー利用券のいずれか1つで1万5,000円分程度が交付されます。どちらも返納されたときの1回限りとなっております。遠賀町では平成28年度43人、29年度37人、30年度38人が当制度の申請をされています。岡垣町では平成28年度99人、29年度90人、30年度137人です。また、県内の自主返納支援事業を実施している市町村は2年ほど前までは10市町村でしたが、現在は32の市町村が実施している状況です。警察からの聞き取り内容ですが、制度の始めごろは、実際には車の運転はもうしていない方々が返納されていたようですが、ここ数年、高齢者の交通事故のニュースが多いことから家族が心配し、免許を返納する方もふえてきている傾向とのことでした。

このように状況が変わってきていますので、芦屋町でも自主返納制度事業について取り組む必要があるのではないかと感じているところでございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

ただいま御説明にありました内容ですが、岡垣町のほうが数が多くなっております。ただ人口の割合が違いますし、高齢者の数も違いますので多いかもしれませんが、ただいま課長が答弁されました遠賀町の1万円ということですが、大人200円、高齢者は100円だったように思いますので、もしかしたら50枚で5,000円ではないかと考えます。となりますと、岡垣町が約1万5,000円、遠賀町が5,000円ということでありましたら、やはり差があるということではないかなとは感じました。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

すみません。私の調べたところでありまして、遠賀町が1万円という情報になっておりましたので、そのようにお答えしたところでございます。

○議長 横尾 武志君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

申しわけございません、私の勉強不足かもしれません。

要旨3、町民から「病院行きや買い物に困るのでなかなか車が手放せない。」「最近のニュースを見て、今度の免許の更新で返納しようと思うが、車がなくなると閉じこもりや認知症が心配。」といった話を伺い、町民のどうしても車を手放せない、不安があるといった思いを感じました。高齢ドライバーが車を手放した後の生活の変化をどう考えますか。お答えください。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

一般的に高齢者は、年齢を重ねるごとに疾病、体力や意欲の低下等を原因として、社会的孤立や閉じこもりがふえると言われております。中でも、自家用車を手放した高齢者については、行動範囲が狭まったり、外出の頻度が少なくなると言われており、個人差はあるものの、閉じこもりの一因となることが懸念されているところでございます。

この閉じこもりの期間が長引くことにより、寝たきりや要介護状態を引き起こす原因の1つとなるほか、認知機能の低下を引き起こしやすいことが研究によって明らかになっております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

私も課長が答弁されたとおりで感じます。

要旨4、自家用車を手放した高齢者支援について。車を手放した後の不安は大きく、本当に一大決心だと思います。運転免許証を返納することで自信を失い、生活の意欲が低下する危険性もあります。だからこそ、車を手放しても大丈夫と思える施策が必要だと思います。具体的には車を手放した後の生活設計の相談や提案、移動手段の確保、車のない新しい生活へのサポートが必要だと考えます。そこでお尋ねします。

1点目、高齢者が車を手放し、免許証返納後の生活がイメージしやすいよう生活の試算表やタクシー料金目安表などのパンフレットを作成してはどうかと考えます。高齢者はどうしてもタクシーは贅沢品と考えがちですが、所有している車の維持管理費を免許証返納後の移動費に充て、不便はあるものの安全を手に入れることができます。例えば、車を手放すとどの程度のお金が必要なくなるのか、また病院やスーパーまではタクシー代がいくらかかるかなど、まずは考えるきっかけづくりのツールが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

高齢者が自家用車を所有する主な理由は、買物、病院、仕事、その他外出のためでございます。また、今、言われましたように自家用車を所有するランニングコストは、所有年数や利用形態などによって差はございますが、一般的に、軽自動車であれば年間約25万円以上、普通自動車であれば年間35万円以上と言われております。

自家用車を手放すことを検討されている方については、議員が提案される試算表やコスト比較を提示することは有効なアプローチ方法であると考えますので、必要に応じて働きかけてまいりたいと考えております。しかしながら、お住まいの住所、あるいは病院までの距離、通院の回数など、前提条件によっては、タクシーなどの利用が高額となる場合もあります。このため、一概にコスト比較だけで住民の方へお話しすることは難しい場合もございますので、自家用車を所有するリスクなども含めて総合的に対応してまいりたいと思います。

なお、日ごろから高齢者と多く接する機会の多い福祉課としましては、免許証の返納に関して事前準備を勧めているところでございます。これは、認知症や身体的衰え、ある日突然起きるものではありません。それゆえ、移動に欠かせない自家用車に、みずからの意思で乗らないと踏ん切りをつけることは相当勇気がいることとございます。しかし、いつかは決断しなければならないときが来ます。このいつか来る不便を軽減するため、事前準備が必要と考えています。免許を返納する前、認知症になる前、少しでも早く公共交通機関の利用、商品の宅配など、免許証の返納後に大いに利用するであろうものに慣れておき、車のない生活に備えておくことが、その後のQOLの急減を回避する鍵となると考え、推進してるところでございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

ただいま、課長がおっしゃられたことも私も感じるところでございます。

2点目、少し長くなりますがお聞きください。遠賀町や岡垣町が実施している高齢者運転免許証自主返納制度では、返納時に1回だけバスの回数券やタクシーチケットが支給される制度になっています。今は重大事故の発生が相次いでいるため、返納者が増加するのではないかと思います。事故の報道が減ると、まだ大丈夫だろうと運転を継続したり、免許証を返納した町民が困っていたら、やはり返納はやめておこうと考えるのではないかと思います。つまり、魅力のある特典や制度、さらに継続的な支援がなければ免許証の返納は進まないのではないのでしょうか。

例えば、宮城県栗原市では、市が管理している文化施設などの入館料や温泉施設の無料券、さらに地域のお店にサポートを呼びかけ、宅配無料や食事代の割引サービスなど、地域を巻き込んだ取り組みがなされ、ことしの4月からは事前に予約した利用者宅から病院までの地区内の拠点

まで運行する乗り合いデマンド交通も開始されました。隣接する北九州市でも地域の支援でタクシー運賃の割引や暮らし、ショッピング、飲食での割引サービス、社協のワンコインタクシーなど、さまざまな支援が行われています。また、ことしの2月まで試験的に行われていた高齢者向けタクシー定期券の制度も実施してもらいたい支援と感じました。芦屋町にも多くの施設や町内事業者が存在します。早急に芦屋町の地域性も鑑み、さまざまな施策を考えていただきたいと思うのですがいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

まず多くの自治体が移動手段の支援になっていることについてですが、制度を実施している自治体の要綱の趣旨は、高齢者による交通事故の防止及び公共交通機関の利用促進を図るためとなっているためです。免許証を返納すると移動は公共交通機関に頼ることになります。今まで車があれば公共交通機関を利用することもなかったでしょうから、まず、どんなものかを利用してみてくださいという意味からのものようです。

また、公共交通が充実してないと免許証を返納した後、行動がしにくくなります。そのため、免許返納者が新規顧客となることで利用者がふえ、公共交通の利便性の向上を図れるようにしたいためです。この制度は交通事故防止策とその後の交通政策まで考えたものとなっていますので、これはこれでいいのではないかと思っています。

議員の御提案の内容は、閉じこもりや介護予防の観点からのようでございますので、プラスアルファとして、運転経歴証明書を提示することで割引サービスがあるような内容でもよいような気がします。芦屋町がこの制度を実施することになれば、福祉課や関係機関と協力・連携をしていきたいと思えます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

今後どのような施策を講じるのか、まずは町民の皆さんの考えをしっかりと聞いていただき、皆さんがこの制度を利用しようと思っただけのようなものになっていただければいいと思います。頻繁に全国で高齢者の事故が報道され、免許の返納を検討している町民も多いと思います。巡回バスは来年度から増便するとのこと。ほかに何らかの施策を講じられるとは思いますが、大まかで構いませんが、その方向性はいつごろ伺うことができるのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

まずは所管の環境住宅のほうでこの制度の内容を吟味いたしまして、それからいろいろこの支援策など決めていって、役場の政策会議等にかけていきたいと思っております。できましたら、来年度の4月1日に巡回バスがなりますので、そのときに間に合えばいいなとは思っておりますけど、制度が固まるまではわかりませんので、これで、すみません、よろしくお願いします。

○議長 横尾 武志君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

大変なことも多いと思いますが、ぜひ町民の皆様の安全のために御努力いただきますよう申し上げます。

要旨5、高齢者先進安全自動車購入費補助制度について。今後も車を移動手段にしたい町民のための事故防止策として、安全運転サポート車への乗りかえという方法を検討してはどうでしょうか。そこでその制度についてお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

この制度については、高齢者の運転による自動車事故を防止し、事故時における被害の軽減を図るため、衝突被害軽減ブレーキなどを搭載した新車の購入費用の一部を補助するもので、補助金額の上限の設定は、3万円から5万円までが多いようです。全国でもまだ数自治体しか行っておりません。実はこの補助制度につきましては、5月に町長が折尾警察署を訪問した際に、署長から「近年、高齢者の自動車事故が後を絶たない状況です。しかし、高齢者の中には自動車が生活をしていく上でなくてはならない必需品である方もいるので、このような現状を鑑み、高齢者が購入する自動ブレーキ搭載車に対する補助金の創設を検討していただきたい。」と要望を受けたもので、芦屋町でも検討を始めたところでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

ただいま担当課長より説明がありましたこの制度ですが、支給額はほかの地域を調べましたら、3万円から5万円がほとんどで、車の購入費用を考えるとすぐに買いかえようと思う金額ではございません。ところがきのう、ニュースで事故防止の緊急対策として、東京都の小池知事から高

齢ドライバーが新たに事故防止装置を取りつけた場合に1年間は費用の9割程度を補助すると発表がありました。そこでお尋ねします。芦屋町でも何か緊急対策をお考えでしょうか。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

今のところ、この制度を今、検討していくことになっています。先ほど言われた萩原議員のように、最近になってこのニュース等で高齢者の事故対策のことをよく言われています。後づけ——これ今までのやっている自治体については新車購入に対しての補助となっておりますけど、後づけでもいいのではないかとというふうに今、担当課のほうで考えていますので、また、これについても煮詰めていきたいと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

後づけも、もし対象になれば負担額も減ると思いますので、そちらも御検討いただきますよう、よろしく願いいたします。

要旨6、安全運転サポート車の普及啓発について。先ほども説明しましたが、この制度の支給額は3万円がほとんどで車の購入費用を考えるとすぐにかえようと思う金額ではありません。つまり、この制度をつくっても乗りかえを呼びかけなければ効果は低いと考えます。例えば、販売店と協力し、町内で安全運転サポート車の試乗会を行うなどの啓発活動を行ってはどうでしょうか。一人で販売店に行くと購入しなければいけなくなりそうで、私でも躊躇いたします。大勢で安全運転サポート車の試乗体験をしてもらえば、買いかえのきっかけづくりにもなるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

補助制度の周知につきましては、より多くの方に知っていただくよう、多くの手法を検討していきたいと思っております。議員の御提案の試乗会は体験していただくことで安全性の確認ができますので、促進が図れる内容ではないかと思っております。この制度を実施するには、調査・研究をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

調べますと各社で安全ブレーキにも精度があるという話でした。その辺もどこの試乗会を行うかなどはよく御検討いただきまして、町民の方がどのメーカーの車を選べばいいのかとか、そういうのを比べられるようなものにできればいいなと考えました。

芦屋町でも早急に対策が必要です。高齢ドライバーと御家族がよく話し合い、相談できる環境を整え、県や警察、そして町や地域のサポートがなければ事故はなくならないと思います。絶対に芦屋町から高齢ドライバーによる加害者や被害者を出さないよう、車がなくても安心して暮らせるまちづくりに、行政ができる限りの施策を講じ、早急に取り組んでいただけますよう申し上げます。

最後に投票率の低下は全国的な問題で高齢ドライバーの事故は町民の命がかかっている深刻な問題です。町長の見解がございましたらお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

多岐にわたって御質問していただいたわけですが、まず選挙の投票率向上について、この件について見解を述べさせていただきます。選挙の投票率の向上につきまして私見を述べさせていただきますと、萩原議員も新人議員の研修で第5次芦屋町総合振興計画の説明を受けられたと思います。この第1章は「住民とともに進めるまちづくり」、そして住民との協働や地域コミュニティの推進などの施策があります。これらの施策と投票率は関係ないと思われる方もおられるでしょうが、私は町政に関心を持ってもらい、町長・町議選にも投票されることは一体的なことだと思います。私の選挙公約は「みんなで創る元気な芦屋まちづくり」でございます。若い方から高齢の方まで、町政に関心を持ってもらい、町政に参画していただければと思いを強くしておりますので、今後とも、住民とともに進めるまちづくり施策を進め、投票率の向上を目指してまいりますので、議員各位もそのような気持ちで活動していただければと思うところでございます。

それから高齢ドライバーの交通事故防止策についてでございますが、先ほど来よりいろいろ、さまざまな方面からのいわゆる検証、それから課長の答弁があったわけですが、課長の答弁にもありましたように、ここ数日ですよね、1週間、次から次にほとんど毎日、テレビで高齢者ですね、交通事故。私ちょっと思ったんですよ。別に数えても何でもないので、これは前から起こっていたと思うんですね。たまたま何か悲惨な事故があつて、それから全国の、全国北海道から沖縄まで全国の、結局高齢者だけの特集記事みたいな。これって、まあちょっとそこ

で疑問を持ったことがあるんですが。そういうふうにして、遅きにし、国の施策それから企業の施策、警察の施策が非常にお留守になったのではないかと感じております。ただ返納してもらえればいいということで果たしていいのかどうか。おそらく「返納してください。何かプレミアつきますよ。1万円のタクシーチケットあげますよ。」それで果たして、例えば芦屋、高齢者の方がたくさんいらっしゃいます。日常生活、車がないとなかなか生活できないという方が多いと思います。果たしてそれで一瞬、いいかと思えます。あ、こんなもらえるんだったら今のうち。おそらく、それあの、何ですかね、いわゆるペーパードライバー。いわゆる日ごろ免許は持っているんだけど、乗らない。高齢者だから。そやけど、もう不要だから、そんなんやって、そういうような得点がつくなら今のうちしとこうとか。結構そういう方いらっしゃるのではないかと。もっと、確かに今、やらなくてはいけないことは、他町がそういうふうに行っているの、うちのほうも何らか手はずを整えなければならないと思っておりますが。もう少しそれとあわせましてですね、今言われたように、じゃあ返納された後の生活をどうサポートしていくか。このことのほうが行政としてやらなくてはならないことではないかと私は思っております。それから、今のうですか、新聞か何かで。免許証制度。この免許証制度も警察のほうで、国ですか、国のほうで取り組むようなことも書いてありました。まあ東京都の小池知事はきのう、あの人、機を見て、なかなか上手な方で、90%ですか。すごいね、なかなかちょっとほかの首長さんじゃ真似できないような施策を出されましたけど。果たしてそんなことでいいのかなと。もう少し地に足が着いた高齢者の生活面ということも考えながら、しっかり施策を芦屋町としては取り組んでまいりますので、いろいろな御意見がございましたら、またよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

町長の見解を伺いまして、ただ、その制度をつくるだけではなく、住民の生活サポートをしっかり作りながら、この問題を解決していく所存があるということをお伺いしまして、安心いたしました。それでは私の一般質問を終了させていただきます。

○議長 横尾 武志君

以上で、萩原議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 横尾 武志君

次に8番、妹川議員の一般質問を許します。妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

8番、妹川です。

件名1、LGBT及び制服選択制について、ただいまから一般質問を行います。少し説明を入れながら要旨を読み上げていきます。御了承ください。LGBTという言葉が新聞やテレビなどのメディアで多く取り上げられるようになった昨今、社会的認識は広まってきています。芦屋町の広報誌、広報あしやにも数回LGBTの人権をテーマにした記事が掲載されています。また、芦屋町人権まつりの際には、LGBT当事者の講演も行われました。皆さん、LGBTという頭文字の意味はおわかりでしょうか。LGBTのLはレズビアン、女性同性愛者。Gはゲイ、男性同性愛者。Bはバイセクシュアル、両性愛者。Tはトランスジェンダー、体の性と自認する性が不一致の人の頭文字からつくられた言葉です。セクシュアルマイノリティーとか、性的マイノリティー、性少数者と言われていますが、性同一性障害者も含まれます。さまざまな調査公表によりますと、国内外の5～7%の人がLGBTであるとされています。学校であれば、40人学級のクラスに2人のLGBTの子供がいることとなります。しかし、世間ではほとんどその存在への情報が知らされていません。2015年11月に東京都渋谷区及び世田谷区では「男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」略して「同性パートナーシップ制度」がスタートし、現在、全国11の自治体に広がっております。神奈川県教育委員会は、来年度から県内の公立高校入試の願書にある性別記入欄を廃止することを明らかにしました。

しかし、学校では今なお、LGBTの子供はいじめの対象とされたり、自殺のハイリスク層であるにもかかわらず、多様な性に関する正しい情報や学習が十分に行われていない現状があります。岡山県倉敷市教育委員会では人権教育の一環として、多様な性についての授業を実践し、また資料をホームページ上で公開しています。

LGBTの人権を保障するために、行政の立場からどうあるべきか。またLGBTの児童生徒に対する教育的対応やさまざまな配慮はどうあるべきかなどについてお伺いします。

①LGBTの人たちの人権について、まず町長の御所見をお伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

すみません。ちょっと目を通しよっただけで、ようと聞いてなかった。えっと見解ですか。見解。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

はい。LGBTのための人権についてどのような御所見をお持ち。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

所見ですか。正直なところ、妹川議員からこれあの、通告書のこれ見たときに、何やろうかと思って。LGBT、それ自体が、まあ一つ一つの言葉はわかるんですけど、その頭文字をとって4文字にした。これ、何か別の話かなと思って、いろいろちょっとインターネットとか調べてですね、見ていたんですが。いわゆる人権の問題であろうかと思います。

これは、妹川議員も役場しょっちゅうお出でになられておられるんでわかろうと思いますが、芦屋町の正面玄関、上のほうに芦屋町の人権に関する看板が、大きな看板が出てるとは思います。

「お互いが尊重される地域づくり」という大きな標語を出させていただいております。じゃあこのお互いとは何かということは、まさにこのLGBTを含んだ方たちのことであろうかと思っております。芦屋町は「お互いが尊重される地域づくり」に努力していますよということであろうかと思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

私がこのLGBTのことについて一般質問をするよということを私の親しい方、私を支持する方、さまざまな方に聞いてみたんですが、「LGBTとは何だと。」というような啓発が——、まあ、町としては教育委員会、それから人権・同和教育研究協議会のほうからですね、このように役場の広報あしやにも出ていますし、講演会もあった。今お話したんですけど。それでもですね、まだまだ認知されていないのかなあというふうに思います。私がLGBTについての説明を、今話したようなことを、という趣旨でこの一般質問をするんですよと言ったときにですね、納得していただきました。「わかりました。」ということでしたんで。まあそれぐらいまだまだ浸透していないということですね。

それで次にいきますが、2番と3番はこれ、教育長にお伺いしたいと思います。

LGBTや多様な性に対する教育機会を行うための教職員向けの研修実施状況はいかがなものか。どうされていますか。児童生徒にLGBTや多様な性について授業が実践されているかお伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○教育長 三桝 賢二君

教職員向けの研修の実施状況についてお答えいたします。芦屋町の教職員全員で組織する芦屋町学校人権・同和教育研究協議会という団体があります。略称「学人同研」と言っておりますが、まあ議員もおっしゃられたように、この学人同研の平成30年度、昨年度の夏期講座において、LGBT当事者である椎太信さんから「多様な性 ～性同一性障がいについて～」という演題で、講演をしていただきました。また、平成29年度にも同じく学人同研の夏期講座において、LGBTのお子さんを持たれる中島みつこさんから「LGBTへの理解と対応」という演題で、講演をしていただくなど、継続的に教職員向けの研修を実施しております。ほかにも、ことし5月には県教育委員会主催の校長研修会というものがありまして、その中で県教育センター人権教育班主任指導主事の山口指導主事から「性の多様性を踏まえた学校経営」との演題で講話がありました。このように、最近ではさまざまな研修機会において、LGBTや多様な性に対する理解を深めております。

さらに、各校の校内人権教育推進委員会、生徒指導・いじめ問題等対策委員会などで、LGBTに関する話題を取り上げて、多様な性に対する人権を理解し、守っていこうとの共通認識をした上で、職員会議で全職員に提案してきております。

研修会については以上でございます。（「では、はい。③のはい」と呼ぶ者あり）

児童生徒にLGBTや多様な性についての授業が実践されているかという御質問ですが、LGBTや多様な性を直接題材にした授業は町内の小学校・中学校とも行っていません。ただ、LGBTや多様な性に関する指導の前提として、保健の時間、道徳の時間、学級活動などで児童生徒の発達段階に応じて、男女の性の違い、互いの違いを認め合うといった多様性の素地づくりは行われています。そのような授業の中で、男性でも女性的な人がいたり、女性でも男性的な人がいたりすることには触れています。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

では4番に入りますが、近年、児童生徒または保護者より相談を受けたことがあるか、教育委員会は把握しているかということなのですが、今、広報あしやにもですね、出ていますように、差別をなくすためのということで、人権・同和教育研究協議会の中にもですね、「LGBTの人への社会の認識は広まりつつありますが、いまだに多くの差別や偏見が起きており、生きづらさを感じている当事者はたくさんいるのです。」こう書かれています。そういうふう当たって、相談を受けたことがあるのかどうか。お答えください。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

芦屋町教育委員会及び町立学校、小学校、中学校では過去3年間LGBTや多様な性についての相談を受けたことはございません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

先ほど言いましたように、5～7%、まあ5%としてもですね、40人学級であれば、2人の生徒が存在しているということの認識をですね、私たち、それから特に学校現場の先生たち、教育委員会ですね、それを認識していかなければならない。そのためには、LGBTとか、性的マイノリティーとか、そういう言葉がいろいろありますけれど、そういう内容がどういうものであるかということ、情報をお互いに共有し合いながら、そして人権教育の一環としてそれを加えてですね、取り組まなければならないというふうに思います。

では、5番目ですけど、LGBTを理由にいじめを受けて不登校傾向になるという事案が起きているという調査結果が出ておりますが、LGBTに起因するいじめや不登校などの状況を把握されていますか。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

芦屋町ではLGBTを起因とするいじめや不登校についてはございません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

今の回答、「ございません。」ではなくて、「把握しておりません。」ではありませんか。いかがですか。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

今までも一般質問の答弁の中で回答させていただいておりますが、いじめや不登校などですね、あったときには個別にそれぞれ原因等について把握をさせていただいております。今、私のほう

で把握している事案の中で、LGBTを起因とした分については、「ございません。」という回答でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

LGBTの子供たちはですね、自分の性に対する違和感を覚えるようになるのが思春期と、これが多いと言われていますが、小学校児童期に同性の友達との違いに違和感を覚えるようになることも多いとされているんですね。今、教育長が言われたように男女の違い、男はこうあるべき、女はこうあるべきというような形の男女の違いということの中で、「男であっても女性のような方もおられますよ。女性の方で男性のような方もおられますよ。性というのは多様性のあるものですよ。」というものの言い方をされまして、それはそれでいいんですけど。そのように小学生のころからですね、異性愛、男は女を愛する、女は男を愛するものだというような異性愛を前提とする社会の中で、LGBTの子供たちはですね、自分は男でありながら、女性の性自認といいます、性自認を女という自認を持っている子供たち、女でありながら、体は女でありながら男の、自分は男だというそういう性自認を持っている子供たちがやっぱりいるわけですね。それがLGBTです。その中でLGBTの子供たちは疎外感と孤立感を強め、自分自身に嫌悪感を持ち、自殺を考えるなどの深刻な精神状態に追い込まれるケースが少なくありません。親にも、友人にも打ち明けることができず、悶々とした学校生活を送る子供。しかもいじめの対象にされるということが統計上わかってきました。ということであれば、この小学校、中学校の子供たちにも潜在的にそういう子供がいるんです。

そこで、お尋ねしますが、皆さん、今振り返るとですね、まあ今、大人の方が多いわけですけど、60代、70代の方がおられますが、小学校、中学校のときにですね、ああなんかこうそういうような子がいたなというような思い当たる節があるのではなからうかと思うんです。で、また現に、今現在そういう方がこの芦屋町にも住んでおられるのではなからうかと思うんですが。そういうようなことを体験された、接したことはございませんか。教育長。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○教育長 三榎 賢二君

昔からですね、我々の時代はこういった学習というのはありませんでした。それでまあ、よくあの、また男の子でも女の子と一緒にくっついて遊ぶのが好きとかですね。男の子がままごと遊びとかしたら、「わー、男のくせに。」とかいって、それで冷やかされたりとか。今で言ういじめ

の対象になっていたというのは、自分の周りでもいたような気がしますし、男らしさ、女らしさ、男の子がこう、泣くと、「男のくせに。」とかいう言い方はされてありました。

これは実は調べてみますと、性教育に通じるものだろうと思うんですけど、小学校では3、4年生、3年生以上に保健の時間、保健の領域、保健の内容がございます。その中に、1つは先ほどもちょっと触れたんですけど、体の発育発達には、個人差があるということがきっちり内容に示されています。あわせてもう1つですね、体の思春期になると、次第に大人の体に近づき、体つきが変わったり、初潮とか精通などが起こったりすること、この後にまた、異性への関心が芽生えること、これはあの何から言っているかと言いますと、小学校の学習指導要領の保健の中身から言っています、まだ異性への関心が芽生えることというふうに指導要領の中身にはこのようにまだ書いてあるということですので、なかなかあのこういったLGBTの問題が一般化されているかという、なかなか。指導要領の中にも異性への関心が芽生えるという書き方がありますので、まだまだ一般化されていない。つまりこういった研修をもっともっと広め、深めて理解を図っていかねばいけないなという思いは個人的には持っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

実は、私はですね、十数年前に、2つの高校で全校生徒の前でカミングアウトを行った女子生徒がおります。そして私は当時、人権同和教育推進の担当をしておりましたものですから、その性同一性障害の女子生徒と保護者の意向を尊重して、担任、養護教諭、生徒、保護者と話し合いながら進めてまいりました。その時に、子供にですね、「なぜ、カミングアウトをするのか」の問いに対して、生徒は幼少のころから小学校、中学校時代の苦しみを打ち明けてくれました。体と性の不一致の自分を生んだ親への憎しみ、これを親の前で。一方では、親に心配をかけたくないという思いで、自認する性が男であることを打ち明けられないもどかしさ。しかし、「男として生きたいという思いが年月を重ねるごとに沸き上がってきた。」と言います。そして、「卒業前に自分の体と性の違いであっても自分らしく生きていきたい。」と、「この学校はそれを受け入れてくれると信じているから。」と。そういう学校の体制であったんですね。同和教育、人権教育を日ごろからやっておりましたから。まあクラス担任も非常によかったですでしょう。私は担当者でしたから、たび重なる学年会、職員会議を再三行いながら、3カ月後に全校集会を開催しました。武田鉄矢扮する3年B組金八先生のドラマ、御覧になった人もおられるかもわかりませんが。もう十数年前ですね。性同一性障害を題材にしたビデオを鑑賞しました。女性の有名な方が、今、タレントで頑張っておりますが。その観賞した後に、その女子生徒は詰襟の学生服とズボンを履い

て、女子生徒ですよ、履いて宣言をしたんですね。全校生徒の多くは感激のあまり、大きな拍手を送って励ましたものです。涙を流していた生徒たちもいました。その日のうちにアンケートを取ったところ、十数名の生徒が性に対する不安と悩みを綴っておりました。まあ私の体験談でございますが、初めてそこで性同一性障害の当事者とお話をした経験を述べさせていただきました。そういうことで、おそらく、その子供も小学校、中学校から悶々とした生活をしながら、就職を前にしてやはり、例えば、就職をして同窓会とか会ったときにですね、会った時に、やっぱりそういう宣言をしておれば、受け入れやすいだろうということがありましたね。

それで、文科省はですね、平成27年「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」発出しています。教育長も御覧になっているかと思いますが、その中には、平成15年「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」、平成22年には「児童生徒が抱える問題に対する教育相談の徹底について」、平成24年8月28日には「自殺総合対策大綱」を踏まえて、LGBTに対する教職員の適切な理解を促進することが必要であるというふうに指摘しています。その趣旨は、学校において、LGBTを人権教育の一環として捉え、教職員間における情報共有を行うことが必要である。そのため指導計画、マニュアルの作成、学習指導プログラム作成をし、学校として効果的な対応を行うよう求めています。

教職員としては、悩みや不安を抱える児童生徒のよき理解者となるように努めること。悩みや不安を受けとめることの必要性、性同一性障害にかかわる児童生徒だけではなく、性的マイノリティーとされる児童生徒全般に共通ことである。まあそのようなことが書かれてあるわけですけど、まあ1つですね、まず教職員自身が性同一性障害や性的マイノリティーの全般について心ない言動を慎むことを挙げています。まあ1つの例としてはですね、男性の——男の子がですね、集団で、まあ昔は体育館で、どこかでですね、身体測定をやりますね。そうしますと男の子ですから上半身裸になって胸囲とか体重とか測りますが、その時にその男の子がですね、「先生。」と。

「保健室でしていただきたい。」と。「みんなの前で裸になりたくない。」と言ったときに、その心ない先生が「お前何言っているか、男のくせに。」というようなことも1つの例なんですけど、その子が大きくなって「一番悔しかったのはそれや。」ということをお述べておられます。

それで教育長にお尋ねしますが、今後ですね、教育現場における性同一性障害ないし性的マイノリティーに対する今後の取り組み。各校における取り組み、ないしは教育委員会としてですね、この点について今後どう進めていかれるかお伺いしたいと思います。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○教育長 三柵 賢二君

LGBT教育で大事なことというふうに、妹川議員の御質問を自分に置きかえて考えるんです

けども。1つは、安易に学習教材として授業に取り上げて、知識のみが一人歩きすることは、これは絶対に避けなければならないとそのように思っています。多様性を尊重する人権教育の一環として、性的マイノリティーに関する教育を含めることが大事だと考えています。性的マイノリティーの人々について学ぶのではなくて、自分たちの生き方として考えるということが大事じゃないかなというふうに考えています。あわせて、研修の充実、研修機会の増加、それから、人権教育の推進。学校だけではとても解決できない場合がありますので、関係機関との連携強化、こういったものを今後考えていきたいというふうに捉えています。

また、あわせて、保護者の方の啓発ということもとても大事になってきますので、その辺についても調査・研究をしていきたいというふうに考えています。これらの要素が全てかみ合ってLGBT教育の推進と効果のある学習が展開できるのではないのかなというふうに考えているところです。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

今ある中学校なり小学校なんかでもですね、保健室にですね、その性的マイノリティーがどういふものかとかですね、こういう保健室なんかにはね、張ってあるところもあるようですね。だから自然とですね、子供たちにもそういう性的マイノリティーとかLGBTとは何なんだろうかというような形の中で、子供たち、その当事者がですね、保健室に行って相談をすとか。そういう状況づくり、環境づくりをですね、やっているところがあると聞いています。まあそういう意味でですね、LGBTやそういう性同一性障害に対する教育の配慮、そういうものに向けてですね、考えていただきたいなど、そういう意味で6番に入りますが。

性別と服装の不一致を悩む性的少数者への配慮と機能性の向上のために、中学校の制服選択制導入が徐々に今、全国的に進められてきていますが、この芦屋町教育委員会としてまた中学校としてどのような考えを持っておられるかお聞きします。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○教育長 三柵 賢二君

先ほども答弁させていただきましたように、生徒や保護者からの相談等もあっておりませんので、今現在、対象者がいないというふうに把握できる現段階での中学校の制服選択制導入については考えておりません。

ただ、中学校においては春休み中に、制服業者から制服選択制用のサンプルを取り寄せて、職

員で研修を進めたところであります。また、体操服については男女とも同色で同じモデルを使っております。また、水泳指導の際の水着はいわゆるスクール水着も販売しておりますけども、男子、先ほど議員がおっしゃられましたように、上半身を見られたくないという男性もいるかもしれませんので、男子のハーフスパッツ、こうバミューダみたいな水着とフルスーツ、男性用の上着ですね。上着の水着。女子はスクール水着じゃなくてハーフスパッツ、上半身はもちろんあるので、男性のバミューダのような水着なども認めております。

このように男女差のないものを導入しておりますので、中学校の制服選択制導入については、今後とも引き続き調査・研究を進めてまいります。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

今、新聞紙上等ともですね、福岡市教育委員会は来年度から制服の選択制ということで、また北九州もですね、標準式の制服をつくって選択制にするということで、有識者会議、そして保護者へのアンケートをとって、あるところでは子供たちに対してアンケート。ある県のところでは小学校5年、6年生の子供たちが来年度中学生になるけれども、その制服についてどう思うかというようなことで新聞記事もホームページも出ていますけれど。三百数十名のアンケートをとってですね、小学校6年生ですが。保護者にもとっているんですね。そうしますと、女性であってもズボン、スラックスをね、履くことについて賛成の方が非常に多い。子供たちの気持ちとして、親としての気持ちとしてはですね、どちらでもいいんじゃないかとよく言われますね。スカートは階段の上り下りで見られるから嫌だとか。だから今、芦屋中学校も体操服パンツを履いていますね。私たちのときにはそういう体操服の、女子生徒は下が赤でしたけど、そういうスカートの下にパンツを履いているなんて、私たちは教育の中で「はずしなさい。」と言って教育していましたけど。今、女子生徒はほとんどの人が女子生徒がスカートの下にパンツを履いていると。これは当たり前になっているんですけど。衛生的にどうなのかなというふうに思っております。

長ズボンなら冬場も温かいし、生徒が自由に選択できるのがいいなというようなですね、福岡市の高校のアンケートの中にですね、そういうふうですね、今、徐々にズボンですね、そういう女の子がズボンを履けるような状況がなっていますけども。基本的にはそのLGBT、性同一性障害者の人権を守るために、自分は女でありながら、どうして男のズボンは履けないのかと。女であるから、おしっこは座ってせないかんけど、立っておしっこがしたいと。男のように。そういうような気持ちになっている子供たちがいるわけですから、ズボンを履きたいという強い信念が子供の中にあるんです。それをどう受けとめるか。ぜひですね、その辺のところを、まあイ

ンターネットで調べていただいていますね、今、全国的にこういう選択制度がどんどん進んでいくのではないかというふうに思っています。今のところ、ありませんということですね。はい。残念です。ぜひ前向きに考えていただきたいと思います。

では、2点目にいきます。荒廃し続ける芦屋海岸についてということで、皆さん方にはお手元にご覧いただきたく思います。これを交互に見ながらですね、見ていただきたいと思います。

芦屋海岸は、西は白砂青松、北は名勝奇岩を形成し、県下に誇れる風光明媚な自然海岸で海水浴場として最盛期には年間75万人の海水浴客でにぎわっていました。汀線、当時、汀線、波打ち際と言いますが、汀線は五、六段の階段を降りた所にあり、すぐに海に入ることができていました。その当時の海岸線の汀線は駐車場から10～15メートルのほぼ直線でありました。しかし、現在は、汀線は沖に向かって250～300メートルと前進し、湾曲化しています。写真を見ますと、今の話は写真の①、②、③ですね。①、②、③。50代、40代、50代の方々はこの風景を思い出していただけたと思います。現在は④ですね。⑤と⑥です。この②と⑤は同じ場所です。②であった。で、今⑤になっている。これ、証拠とは言いませんが、後方には湯川山がありますね。見えます。孔大寺山がありますね。下のほうにもあります。今こういう状態です。右の③と⑥はこれは国民宿舎が、当時の国民宿舎、今はマリントラスですね。3番は。あ、ごめんなさい。③が国民宿舎。で、⑥がマリントラスです。あります。あまり写りがよくありませんが、こういう状況になっております。一方、西方、岡垣の海岸線は、侵食が激しく、侵食を防ぐ護岸はえぐり取られて、断崖絶壁の様相であり、今もなお侵食が続いています。非常に悲しい現象があるわけですが、質問にまいります。汀線が前進した原因はどのような理由でしょうか。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 池上 亮吉君

芦屋海岸の汀線が前進した原因についてお答えいたします。

平成23年度に九州大学と九州共立大学の共同研究による三里松原海岸の侵食対策に関する調査研修報告書が岡垣町で作成されております。この報告書によりますと「芦屋海岸では1970年代後半に芦屋港の建設に着手してから80年代に竣工するのにほぼ対応して、1975年以降汀線が大きく前進している。」と報告されており、汀線が前進した原因は、芦屋港の建設と考えられます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

では、2番。この数年、芦屋の海に海水浴に訪れる客数ほどのくらいになっているかお聞きしたいと思います。

○議長 横尾 武志君

産業観光課長。

○産業観光課長 溝上 竜平君

芦屋海水浴場の開設につきましては、芦屋町観光協会で開催しておりますので、過去5年間の実績につきましては、産業観光課より答弁いたします。

平成26年度は約2万4,000人、平成27年度は約3万3,000人、平成28年度は約3万7,000人、平成29年度は約3万4,000人、平成30年度は約3万5,000人となっております。なお、この5年間の平均は約3万2,000人となっております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

今、3万2,000前後ですね。この写真の②、③の情景を浮かべられてですね、いかに非常に少なくなっているかということは、芦屋広報の中の最近の海水浴場の写真等を見てもですね、もう明らかです。残念でなりません。

3番目。今、説明されました芦屋港が建設されてから、徐々に徐々にですね、汀線が前進してきたということは公式見解として言われていますが、ではその芦屋港の目的は果たされているのかどうか。県のほうはどう言われているのか。また町としてはどういうふうな見解を持っておられるのかお聞きします。

○議長 横尾 武志君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室 水摩 秀徳君

芦屋港の目的が果たされているのかということに関しまして、回答いたします。

芦屋港につきましては、福岡県が港湾管理者でございますので、実際に管理をしております北九州県土整備事務所に確認いたしました。その見解としましては、芦屋港は地域の物流拠点として地域産業の発展に寄与することと同時に、地域水産業発展のため漁業活動の基地としての機能、これらを確保することを目的に整備・維持管理されてきており、地域経済における建築資材等の物流基地として、また近海漁業の基地として地域の発展に寄与しているということの回答を得て

おります。

しかし、芦屋町としましては、芦屋港活性化基本計画にまとめていますとおり、県の定める港湾計画、こちらにおきまして、取扱貨物量の目標数値がございますが、13万トンという数値が掲げられております。これに対し、実際には過去5年、7万から8万トンで推移しております、取扱貨物量・入港回数、船が入る回数ですね。どちらともですね、県内港湾のシェアとしましては0.06%と非常に少ないこと、また、主な用途が砂、砂利の移出入であること、あわせて野積場の全体面積の約87%が常時使用されていない、こういったことなどから、物流基地としての目的を十分に果たしているというような状況ではないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

では、④。この写真の④になりますけれど、写真の④になりますが、300メートルの防砂堤設置が2008年、平成20年に完成しておりますが、この防砂堤の目的は大体何であったんでしょうか。

○議長 横尾 武志君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室 水摩 秀徳君

防砂堤につきましても、芦屋港の港湾施設として福岡県が整備・管理しておりますので、同様に福岡県北九州県土整備事務所に確認いたしております。その見解としましては、防砂堤は芦屋港における船舶航行の保全を図る目的で整備されており、防砂堤が漂砂の流入を防止し、航路の水深確保を図ることができているというふうに回答を得ております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

写真の⑤、⑥ですね。今、芦屋港を建設したことによる汀線が前進したということ。そして、またさらに、300メートルの防砂堤を建設したことによる、まあ航路保全のためということでしょうが。今現在、⑤、⑥のような状態になって、この汀線は沖に沖にと250～300メートルになっております。それで、あの、写真のですね、⑬と⑭と⑮を見ていただきたいんですが、これは例の荷置場のとこのちょっと先のほうなんです。野積場のですね。まあ私としては、今、担当者が答えられたように、商港としての用は果たさず、これはなぜかという、砂とか砂利で

しよ。ほんと建築資材、砂利も砂も建築資材かもしれませんが、本来ならですね、地域の水産業とかですね、筑豊地区の自動車産業の発展のためにそういう建材を入れるとかですか、そういう目的があったと思うんですけど。商港としての用は果たさず、釣り堀化した商港。これは今から4年、5年前のことでした。私は年に、そうですね、月に一、二回はカメラを持って写真を撮っておりますんで。右側の⑭を見てもみますと、これは写真⑬と同じ場所。水深マイナス、マイナスですから、マイナス5.5のはずなのにと。これはことしの4月14日に撮ったものです。で、⑮番目はですね、今300メートルの防砂堤をつくったことによって、この、防砂堤を乗り越えて、そして本来の港湾の防波堤といいますか、防波堤を乗り越えてこの⑭のところに入り込んでいるということについてですね、本当に防砂堤の目的は果たされているのかということなんですが、もう一度その辺について質問をします。県はどう言っているのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室 水摩 秀徳君

防砂堤の設置に関する目的、効果に関しましては、県の施設であるため町のほうでどうだったということはなかなか回答しづらいところだということで御理解いただきたいと思います。ただし、現在、相当な砂の量が議員御指摘のように堆積しております。特に漁協の船舶航行に支障がないように浚渫については必要に応じて要望していかねばいけないというふうにも考えておりますし、この堆積につきましては、今後のレジャー港化にも影響がございますので、県のほうで必要な対策を取っていただくようにですね、機会を捉えて要望をしていかないといけないというふうに町としては考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

では5番にいきます。高さ3メートル、長さ197メートルの防砂フェンスは何のためにつくったのかということなんですが、これはですね、ちょっと訂正しなければならないと思っています。防砂フェンスは30年の3月に完成したと聞いています。これは、もう計画の段階ではですね、3メートルの185と、こう言っていたんですけどですね、ところが実際に確認したところ、建設状態ではですね、高さは1.6メートルだと。で護岸の上、護岸の上のが1.1メートルあるからその上に防砂フェンス1.6メートルを乗せたために、2.7メートル。約3メートルになったというふうに見解が変わってきておるようですので、いずれにしろこの防砂フェンスは1.6に訂正したいと思います。ただしですね、この⑩を見てください。この⑩が、⑩がこれは、3

メートル近くあるんですね。これを⑩の先のほうを見て、⑩の先のほうは少し高いところがありますが、これが防波堤ですね。防波堤、堤防とも言いますけど。この上に乗せたということなんですね。だから、1.6でよかったというふうになっています。例えば、松の植樹もそうですが、松は当初は3万8,000と言っていましたけれど、最終的には2万3,000本を植えましたということになっております。

それで、防砂フェンスは何のためにつくったのかということについて質問いたします。

○議長 横尾 武志君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室 水摩 秀徳君

防砂フェンスにつきましては、私のほうで答弁させていただきます。これも、福岡県北九州県土整備事務所が整備しておりますので、確認したところ防砂フェンスにつきましては、里浜事業の一環で議員御指摘のように平成30年3月に設置されたものでございます。その目的につきましては芦屋海岸からの飛砂対策ということでございます。

またその効果につきましても、確認をしておりますが、県の見解としましては、防砂フェンスにより砂が捕捉され、一定の効果はあったというふうに考えているというふうに回答をしております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

今の県の見解が、飛砂を捕獲するという事なんでしょうけれど、この、⑪ですね。⑪と⑫を見比べたときにですね、この⑪は平成30年3月に、去年の3月です。これで設置して完成して、わずか1年2カ月でフェンスの頂点、約3メートルは砂で覆われ、覆われているんですね。わずか1年3カ月くらいの中にこんなふうにな、もう現地に課長行かれてあるからですね、おわかりだろうと思うんですけど。これ、いくらかかったんですか。

○議長 横尾 武志君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室 水摩 秀徳君

同じく福岡県北九州県土整備事務所に確認しましたところ約2,700万円ということで聞いております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

これはあの海岸線を見ようということですね、十数名の方々と一緒に歩いた。それこそことしの4月の14日だったと思いますが。右側のほうですね、ここずっとここ海岸線から沖のほうに向かって歩いているところが⑪ですね。そして一旦先端まで行きまして、この湾内のほう、港湾内に入ったところが⑫です。⑫が七、八名の方が写真に出っていますが、ここの線がありますね、これが頂点なんですね。頂点です。約3メートルの頂点に私たちは歩道と言いますか、港湾の道を歩いているところの様子です。わずか1年3カ月でこのようになってしまっております。

では、6番目。松の植樹は何のために行ったのか。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 池上 亮吉君

松の植樹は何のために行ったのかということについてお答えしたいと思います。

芦屋町では、海浜公園やアクアシアンに堆積する砂や周辺民家への飛砂被害などを解決するよう福岡県に要望してまいりました。このような背景を踏まえ、ワークショップや地域住民などで組織された里浜づくり実行委員会などの審議を経て、里浜づくり計画案が策定され、福岡県により松の植樹が行われたものです。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

今、5番と6番については、港湾をつくったこととか、防砂堤を、300メートルの防砂堤をつくったことによる砂の堆積ですね。私⑥はですね、⑥のことを言いますが、これは堆砂垣と言ってですね、砂をとめるための杭を打って、板を張ったものが、このようにもう無残な姿をさらしているわけですけど。これは、大分前から見て、まだ撤去されていないわけですよ。なぜ県は撤去しないのかな。今朝もちょっと行ったんですけど、ちょっと時間がなくてこう、見て回ったんですけど、ちょっとわかりませんが、もう撤去してしまっているかもわかりませんが。それで、今、何のために松を植えたのか。⑧と⑨を見てほしいんですが。26年、28年度にかけて、ボランティアによる松の植林ですね。もう、いわゆる静砂垣を乗り越えて松の標木は埋まりつつありますね。で、⑨はですね、これは何かと言いますと、その静砂垣そのものがもう埋まってしまっているんですよ。そして松、小さい緑がこう何本かありますけど、これ松のとっぺんなんですね。これももう埋まっております。それで、左上に松じゃなくて、これはグミの木的一种なん

ですけど、これがもう、これ1メートル近くあるんですよ。それがもう埋まってしまっております。これについては何のために行ったのか、私もよくわかりません。私もワークショップに参加した者ですけども。まあこの議員さんの中にも、その傍聴者の方もですね、ボランティアという名のもとにですね、参加された方がおられると思いますけども、こういう現実をやはり実際に見てほしいと思うんです。

では7番目。岡垣方面の海岸は、なぜ侵食するのか。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 池上 亮吉君

岡垣方面の海岸の侵食についてお答えいたします。要旨の(1)でもお答えいたしましたが、三里松原海岸の侵食対策に関する調査研究報告書によりますと、海岸侵食の原因としては、地域の開発等による陸側からの土砂供給の漸減や海砂採取による系からの土砂の取り出しなどいくつか考えられるが、最も支配的要因は、芦屋港並びに前面防波堤の建設により東向きの漂砂が遮断されたことで、土砂の循環がとまり非均衡の状態に陥っているためと思われると報告されています。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

このことは、そうですね、1986年、昭和61年に港湾ができていく中でですね、こういうことが考えられてなかったのかなというふうに、思いで残念でなりません。

ちょっと1つですね、町長これですね、汐入川のこれ砂なんです。町長、汐入川の砂を持ってきました。これは粗いんですね。芦屋海岸の砂をちょっと持ってきました。で、これが、芦屋港湾に飛砂として飛んできた砂を持ってきました。ぜひこれからお渡ししますので、見ておいってください。これぐらいね、砂がね、粗いんです。こんなにね、メリケン粉みたいに。もう、ふーって飛んでいく。そういう状況の芦屋海岸なんですね。それで、私はですね、飛砂が海岸に沿って連続的に流れて、安定した海岸を形成していたんですけど、しかし、芦屋港や沖波止、波消しブロックなど海岸構造物を建設して、漂砂の流れが中断された。いまおっしゃったようにですね。だから、人間が自然に対して必要以上に手を入れ、また、自然の摂理に逆らって開発したこと、その結果であると私は考えています。このことによって周辺住民生活に非常に悪影響が出ております。

それで、町長に提案をしたいわけですけど。こういう県が実施した県の範囲内でやった、町の

要望もあったけれども、県がやったですから、県はこの現実を知っているのかどうか。現地に来たことがあるのか。そういう意味でですね、町は県に対して、下記の点について申し入れして欲しいんです。1つ目は松を植樹しただけでなく、生育状態を検証するために、視察見学を行うこと。植樹活動に参加したボランティアの方々、家族連れの方々1,000人以上おられます。植樹計画にかかわった専門家とか学者を呼んでいただいて、一堂に会してこの現場を見ようではありませんか。今後ですね、草取りやごみ拾い、枝打ちなどする必要があるとなっているでしょう。植えっぱなしではよくありません。それで、今言ったように視察見学会を行うよう県に申し入れていただきたい。2番目に町と議会と町民を交えるなど第三者を入れて、砂浜や港湾内の実態を検証するため、現地視察を行うこと。この2点について申し入れをしてほしい。町長の御所見を伺います。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

えっとですね、県に対して現地視察の要望ということですよ。それはもう常々行っておりますし、担当は行ってないけど、多分、県は視察に来ていると思いますよ。しょっちゅうその辺話していますんで。ただそれを、その、いつ工事するかとかそういうような詰めた話はしてないんで、その計画も来ていないんで。あの里浜づくりというのはもう結局、県主導型、県が一生懸命になって、まあまあ妹川議員よく御存じでしょう。あの植えてるところとかですね。里浜づくりの委員会だとかボランティアの方がたくさん来られておられたんで。県の職員もたくさん。それは県のほうもものすごく気にしていますんで。ただ砂の堆積の問題はどうするのかというのは、これはまあ、今いろんなこう、海岸はですね三里松原の対策だとか港湾の問題だとか、いろんな問題がこうあの、ありますんで。まあ、あのきょうもいろいろ質問が出ていましたように、いよいよ6月の議会から行政が動き出しますんで、いろんな形の中で、今言われたようなことももう一度確認してみたいと思います。行ったのか。というような話でですね。行ってなければ行きなさいというような話で。まあ一緒に視察もしたいと思いますので。もし、可能であれば所管、県議会の所管委員会の方に視察してもらおうようにお話ししたいと思いますので。芦屋町自民党の組織がありますのでですね、自民党の議員さん方に陳情していただいて、一緒にですね、やりたいと思いますんで、御了承いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

時間です。

○議員 8番 妹川 征男君

はい。時間ですね。あの、「百文は一見に如かず」と言われます。ぜひですね、現地に赴いて、
実態を見ていただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、妹川議員の一般質問は終わりました。

○議長 横尾 武志君

以上で本日の議事は全て終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。お疲れさま。

午後3時10分散会
